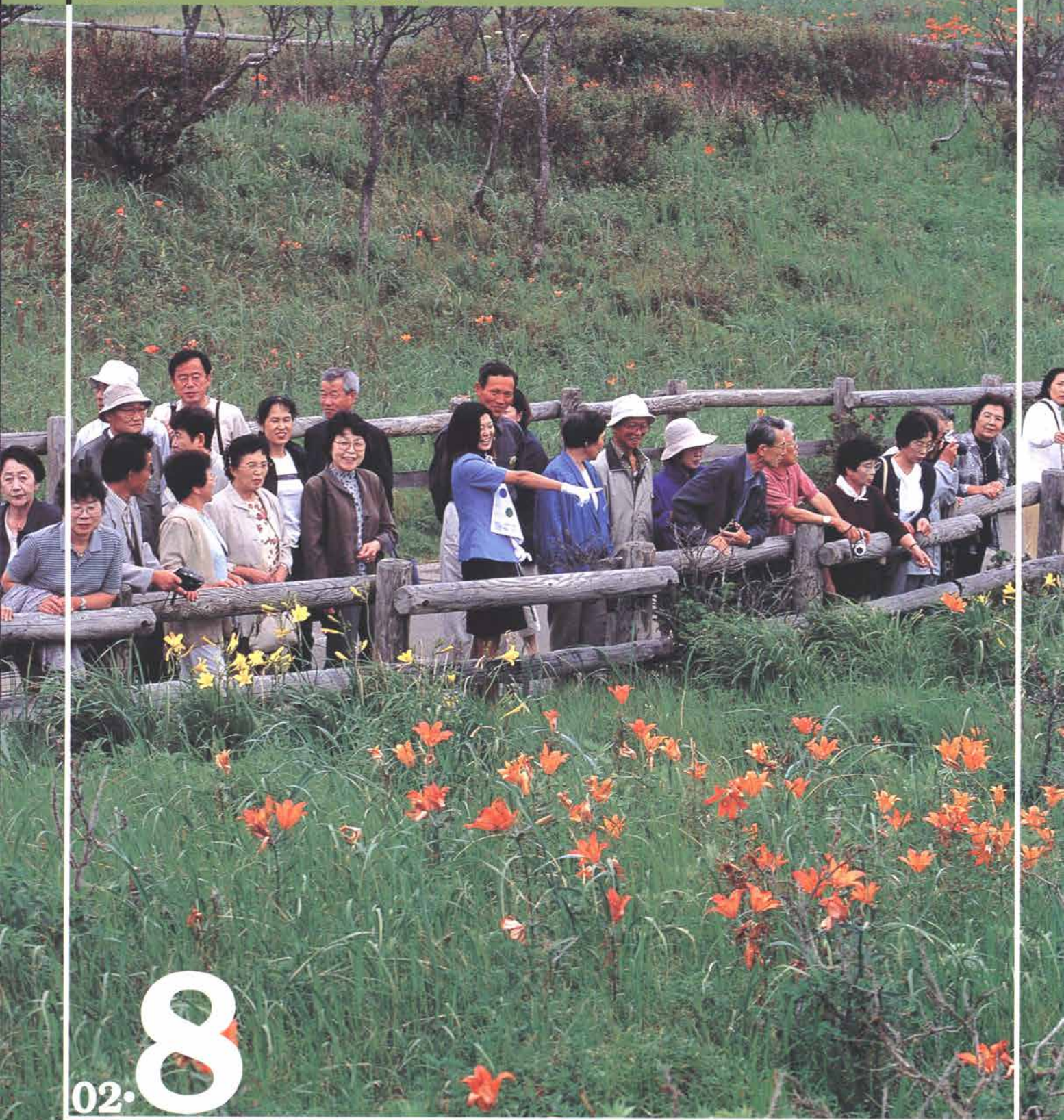


明日をひらく地域活性化のための情報誌

地域づくり

特集：ユニークな条例



02・8

特集 ユニークな条例

「ユニークな条例」制定に向けて	齋藤誠 東京大学大学院法学政治学研究科助教授	4
定住促進の「どーも・どーも」条例	北海道追分町・田中一省	8
金山型住宅で景観づくり100年運動展開	山形県金山町・藤山一栄	10
ダイオキシンのゼロのまちを目指す	埼玉県所沢市・大館真哉	12
河口湖の環境保全対策で「遊漁税」	山梨県河口湖町・土屋昇	14
結婚、子育て、長寿を町ぐるみで支援	三重県紀勢町・山本善道	16
地方分権踏まえ市と市民が協働	兵庫県宝塚市・谷本政博	18
美しい星空を守ろうと条例を制定	岡山県美星町・綾仁一哉	20
ウミガメと共存するまちづくり目指す	徳島県日和佐町・谷口忠孝	28
地域ぐるみで子供をほめ育てよう	大分県前津江村・花田紀子	30
「グラビア」ユニークな条例		23

レギュラー・リポート

●巻頭エッセー	秋本敏文(市町村職員中央研修所学長)	3
コーディネーター役としての自治体		
●コラム	中村明義(青森県企画振興部長)	22
青森発「県合体・連合」論	佐開津喜生(岐阜新聞論説委員)	27
道路で変わる飛騨		
●地方行政関連連発解説	総務省自治行政局自治政策課	32
「第2回地域伝統芸能まつり」の開催について		
●アイランド	新潟県上越市・池増幸子	35
男女共同参画条例に初のクォータ制導入	佐賀県嬉野町・山口久義	36
22世紀アジアの森づくりで植樹	岩手県水沢市・佐久間賢	37
アテルイを蝦夷の英雄として評価	長崎県・河野俊文	44
がまだすドームがオープン		
●コミュニティ政策学会・研究フォーラム設立される		
●地域づくり団体探訪	高知県南国市	40
AS奈路倶楽部		
●地域を支える女性パワー	沖縄県今帰仁村	42
今帰仁村婦人会		
地域だより／センター通信		
●グラビア		
都道府県漫遊／手前みそですが		

原生花園

北の大地、北海道小清水町の「原生花園」には、エゾスカシユリ、エゾキスゲなどが短い夏を待ちこがれていたかのようには咲き誇っている。

道内屈指の海浜公園。オホーツク海とトフツ湖に挟まれた約8^ハの細長い砂丘が天然の花畑になっている。五月中旬のクロユリに始まり、八月のハマフウロウまで約四十種類の花を、その時々



しむことができる。また、ノゴマ、ノビタキなどの野鳥も時折、姿を見せる。

今年は大雨と風のためハマナスが被害に遭い、かなり早目に花が散ってしまった。「観光客はシーズン中、約六十万人が訪れる。ピークは八月で、日によって六千人以上が足を運ぶ」(インフォメーションセンター)。

絵本の中から出てきたようなログハウスの「JR原生花園駅」には五月から十月まで、電車が臨時停車する。

●文いやなぎ ●カメラい小形又男

表紙北海道小清水町

地方自治体がさまざまな施策を実施したり予算化に際して条例を制定することが多い。福祉、まちづくり、環境、都市計画、教育、産業経済、情報公開、人権、自治制度などその内容は多岐にわたる。時の流れに応じ、国に先駆け、というケースも珍しくない。しかも人口、財政規模の小さな自治体が知恵をしばって「わがまちならでは」というユニークな条例でまちづくりに取り組んでいる。今回はこうした事例を紹介したい。

光公害防止
岡山県美星町

美しい星空を守ろうと照明を規制。
町には西日本最大級の天文台がある

ヘールボップ彗星（撮影＝高見直樹）

子ほめ
大分県前津江村

子供をほめて長所を伸ばそうと
中学卒業までに全員4回表彰





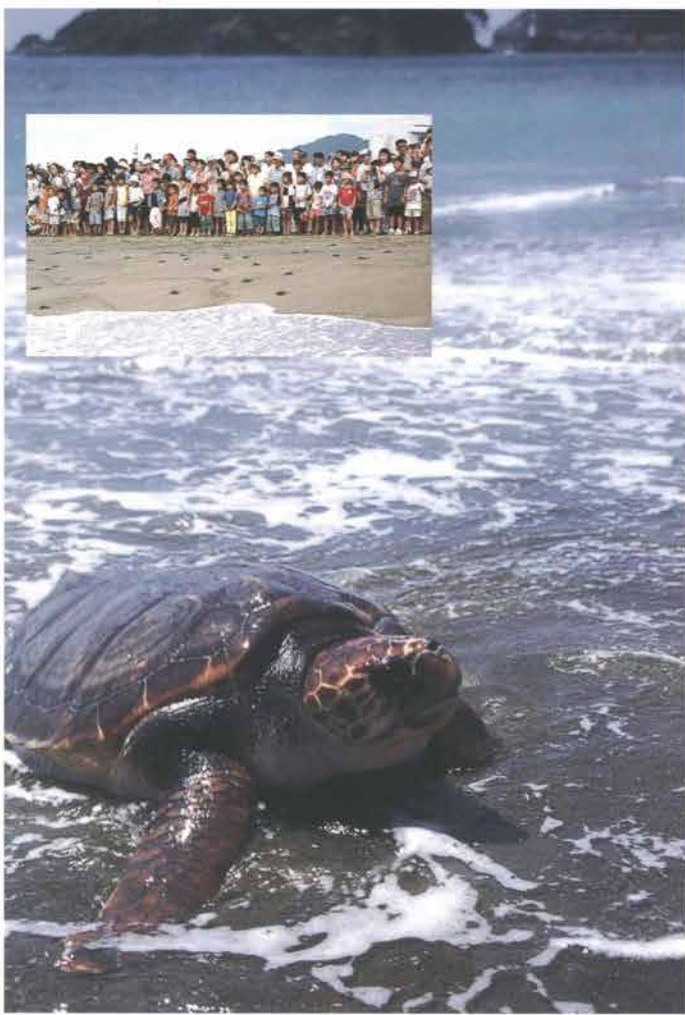
ABCD作戦
三重県紀勢町

子供からお年寄りまで、みんなが生き生きと暮らせるよう支援。高齢者の会合も多い



定住促進
北海道追分町

町内に住宅を建てたり、就農した場合、奨励金を支給。分譲地も販売している



アカウミガメの保護
徳島県日和佐町

ウミガメと共存するまちづくりを目指し、多彩なイベントを。サミットや国際会議も



金山型住宅
山形県金山町

地元の杉を使っの切妻式金山型住宅を100年かけて整備する景観づくりを実施



ダイオキシン防止
埼玉県所沢市

きれいな空気を取り戻そうと、行政、議会がともに条例を制定。焼却施設を撤去



まちづくり
兵庫県宝塚市

これまでの行政主導型から市民との協働による新たな手法でまちづくりを



遊漁税
山梨県河口湖町

釣り客増で河口湖周辺の環境が悪化。そのため、駐車場整備などの財源として税を創設



秋本敏文

市町村職員中央研修所学長

コーディネーター役としての自治体

あまり論理的な話ではないが、自治体はいろいろなものをつなぐ、コーディネーターなんだという視点から考えてみたらどうだろう。

まず、「時をつなぐ」。私はかつて伊豆諸島の利島を訪れたとき、段々畑にいいに栽培された三十万本のツバキに驚いた。ツバキは植えてから十五年ほどでやっと実が採取でき、七十年ないし百年で植え替えるそうである。ということは眼前のツバキは祖先の植えたものの、今植えたものは子や孫が採取するもの。ツバキは、過去・現在・未来の島民生活をつなぐ。われわれの今の施策は将来につながり、将来の世代からプラスに評価されるものでなければならない。「残されたものは大借金だけ」ではうらまれる。

次に「地域をつなぐ」。最も単純には、同じ日常生活圏域となっている地域で自治体が広域行政組織の共同設置などにより連携すること。この場合、県境を越えることもある。鳥取県、島根県、広島県、岡山県の県境地域はいずれも県庁所在地から遠く、端っこのように見えるが、それを先端地域と考えながら、対外的な売り込みなど共同してやっている。エメラルドシティという。

自治行政にはより一層の専門性、高度性が求められ、総合的な対応が必要となっている。規模が小さな自治体などでは合併問題を考えなければならなくなった。

もっと広く遠く、国内の他地域や世界とつなぐことはますます重要。遠隔の地との交流は異なった知識経験の交流として刺激的であり、新たな知恵をもたらす。人や物産の交流として経済的な実益を生むこともある。世界に向けての自治体の共同事業として、JETプログラム

がある。外国青年を英語指導助手や国際交流員として招くもので、NHK朝の連続ドラマ「さくら」のヒロインもその一人だが、事業が始まった昭和六十二年から平成十三年度までに三万二千人が来日している。世界的な大事業である。彼らは、帰国後各方面で活躍しており、将来にわたって日本の理解者となることが期待できる。地方自治体として大いに活用すべきであろう。

最後に「人をつなぐ」。「民、信なくば立たず」（論語）とあるように住民からの信頼は最も大事な基盤である。自治体の実情を知ってもらい、理解してもらうための情報提供、住民の多様な参加、協働。これらの重要性はいままでもない。

地域経済の活性化などでは、異分野、異業種の住民の交流が欠かせない。農林水産物の加工販売などでのいわゆる六次産業の考え方は以前からいわれている。とくに最近では中国などアジア諸国との競争でも異業種の連携がキメ手の一つ。

高齢者と子供の交流、住民の力をいかした地域介護、学校と地域社会との連携なども大事。地域外の人びとの交流も、サッカーW杯の際の大分県中津江村とカメルーンの例にあったように地域の元気効果を生むことがある。

これからますます厳しさを増す大変革の時代を地域が生きぬいていくためには、事実を直視しながら夢を失うことなく、またあらゆるものに好奇心をもって、いろいろな視点から広く深く考え、そしてとにかく、地域の総力を結集しなければならない。その根本はやっぱり「人」。

ユニークな条例

◎法制度としての独自条例の課題

制定に向けて



東京大学大学院
法学政治学研究科助教授
斎藤 誠

自治体が条例によって、独自の政策を展開し、場合によっては国に先駆ける。

このような現象は、前世紀において既に見られたし、それが大きな意義を持ったことも、よく知られている。

一九八〇年代に相次いで登場した情報公開条例の先導性は言うまでもなく、

九〇年代、バブルとその崩壊下での、新たな乱開発に対して、

自治体が狭い権限の中で苦勞しながら模索を続けてきた土地利用規制・まちづくり条例も、一つの典型である。

第一次分権改革後の現在、そうした従来の取り組みの延長線上に、あるいはそれを超えて、

本誌特集の言う「ユニーク」な条例が登場してきている。

乱暴にくくれば、分権改革前は、国による手かせ、足かせをどうかいくぐるかが、腕の見せ所であったのに対して、

第一次分権改革によって、条例制定権の範囲がある程度拡大したこともあり、

「正面から」政策実現のツールとして条例が位置づけられるようになったとも言えよう。

以下、独自の政策を実効的に実現するためには、

条例という法制度において、どのような法的観点が問われるのかについて、概観する。

なにを条例化するのか

1 権利義務規制

政策の実施にあたり、その根拠として条例を必ず置かなければならないのは、第一には、住民、在勤者、当該自治体に事務所・工場などを持つ団体を問わず、「義務を課し、又は権利を制限する」（地方自治法十四条二項）内容を政

策が持つ場合である。国において法律の制定が

必要とされる事柄にならずらえて、分権改革によ

る地方自治法改正でこういう表現が採用された

が、従来、自治体の「行政事務」について必要

的条例事項とされていたことと、差異はない。

実際的な問題は、なにが「権利義務規制」に

あたるのか、と「権利義務規制」以外のものを

定めるのに、限界があるのかないのか、である。

第一の問題については、講学上の典型例としての、罰則を伴った許可制や、違反に対して行政代執行を発動するような命令が、「権利義務規制」に当たるのは異論がないところである。すなわち、そうした内容を政策実現手段として選択するのであれば、規則・要綱・規程ではなく、必ず条例によらねばならない。

事業者に対する行政指導としての勧告や、住民に対する情報提供としての事案・事業者名の公表、といった手段についてはどうか。これらの行為も、相手方にとっては、事実上の不利益をもたらしうるものであり、なおかつ、他の手法と組み合わせれば規制の実効性を確保するものが、通常であろうから、条例化が必要である。

それでは行政指導のみを政策内容として選択する場合は、どうなるのか。

事実上の強制の要素が希薄であれば、権利義務規制にはあたらない、という判断もあり得よう。しかし、政策決定にあたっての透明性を確保し、実施についての住民・行政指導の相手方の理解を高める、という視点からは、条例化を選択すべきであろう。行政手続法三十六条は、複数の者に対してなされる行政指導について共通してその内容となる事項を、事前に定めて原則公表すべきことを定めているが（自治体の手続条例にも同じ内容を持ったものが多い）、どういう形式で定めるかについては指定されていない。しかし、自治体においては、行政指導の根拠・目的・手続きだけでなく、共通事項の基

幹的部分についても条例で定めることが、この視点からは求められる。

なにを条例化するのか 2 権利義務規制以外の基本的な規範

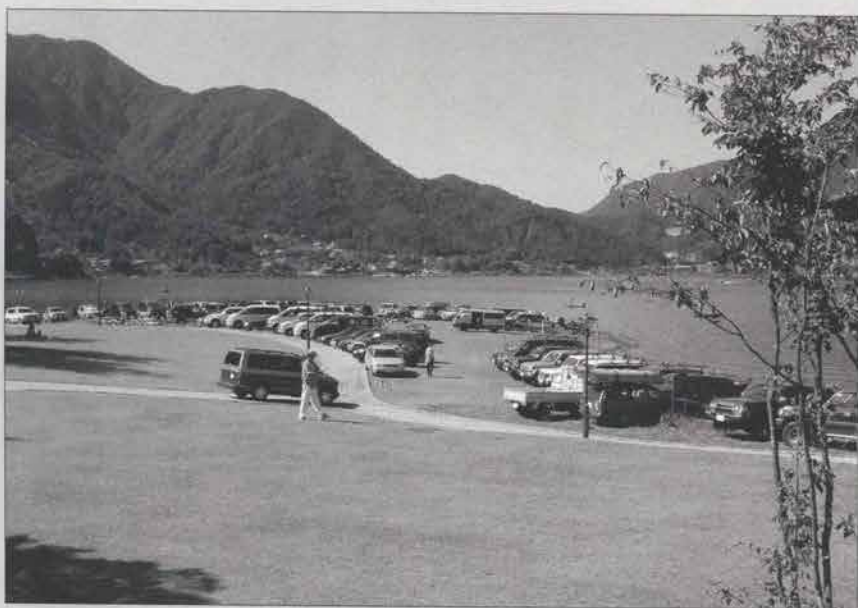
第二の問題、権利制限・義務賦課以外の事項について、条例で定めることの限界の問題については、①そもそも法的に限界があるのか②できるとしても政策論として望ましくないことがあるのか、を区別して考えなければならない。

①については、(国の法令との抵触関係を捨象すると)、一般的な規範である限り限界はない。国の法律にあつては、「権利義務規制」にかかわらない基本的な規範・決定を法律で定めることは許容され、しかもそれがあつて初めて行政が活動できる場合もあると解するのが、今日においては妥当であり、権利義務規制を内容としない事例も各種基本法・施策推進法のように存在している。法律なくして権利義務規制なし、というのが近代法治国の一つの出発点だったとしても、現在では、それ以外の基本的規範もまた立法事項なのである(阿部泰隆『政策法学と自治体条例』平成十一年、44頁以下参照)。

自治体の立法としての条例においても、この理はあてはまる。首長と議会の二元代表制のもとにあつても、基本的な規範の定立は、現行地方自治法の仕組みでは、原則として首長の定める規則ではなく条例によると解される。それでは、基本的規範としてどのようなものがあるのか。

か。たとえば、地方分権推進委員会の意見を受けて、地方自治法十四条二項に規定する「法令に特別の定めがある場合」を対象に、法令による委任先について、規則から条例への転換基準を作成した内閣内政審議室では、「権利義務規制」以外の「基本的規範」として、「組織の新設変更、補助要綱の策定、行政計画の策定、給付行政に係る基準の策定等」を挙げている(地方分権推進委員会意見(平成十二年八月八日))

山梨県河口湖町の遊漁税
釣り客増加による環境悪化を契機に、湖の環境保全、整備、美化を目的に導入(写真は湖畔公園内の違法駐車の様子)



第二章参照。

自治体においては、組織の新設変更のうち、執行機関としての委員会の設置のように、法律によらなければならないものがあつたり(自治法百三十八条の四、そうした組織についての固い縛りをゆるめることが、今後の課題でもある)、計画策定のうち、市区町村の基本構想のように、議会の議決を経ることが規定され、条例としての定立までは要求されていないものがあつたり(同二条四項、二百八十一条三項)、現行法による制定形式の枠はまちまちである。

独自の条例化が法律で禁止されていない場合に、「組織の新設変更、補助要綱の策定、行政計画の策定、給付行政に係る基準の策定等」について、条例を選択するかどうかは、自治体の政策判断によることになる。

②の問題、権利義務「規制」以外の領域のうち、条例化を選択することが、政策的に妥当なものとは何か。まず、権利・利益を付与するという意味で、住民・事業者などの「権利義務」にかかわる事柄(補助要綱の策定や給付行政にかかわる基準)に関しても、行政の措置についての公正性・透明性を確保し、住民に対する説明責任を果たすために、条例化することが考えられる。

ある人にお金なり便益を与えることは、与えられなかった人に事実上の不利益をもたらすこともあり(競争上の地位など)、住民にとっても、財政事情が厳しいなかで、自治体の人的・物的資源を何に、どのように投入するかは重要

事項であり、執行部限りの要綱ではなく、議会での透明な審議を要する条例によって、説得性を確保する必要がある。

条例化することによって、制度とその運用に硬直性がもたれるという疑問に対しては、定型的・反復的なものや大型のプロジェクト、給付の相手方に手続的な申請権を付与するのにふさわしいものに対象を絞ったり、給付の基本ルールについて条例化する、といった対応策が考えられる。

前記内閣内政審議室による、規則委任事項と条例委任事項の整理では、権利義務規制の分野ではあるが、例外的に規則に委任できる場合の一つとして、「機動性」という観点から、規則などで行うことに相当の合理性がある場合」を挙げ、機動性を単に主張するだけでは規則への逃避を根拠づけないとしており（「社会経済情勢などの変更・変遷に即応し、機動的に制定または改廃されなければならない性質のもの。なお、その判断は、これまでも頻繁に改廃されているなど、客観的な根拠に基づき行うものとする」との括弧書きがついている）、基本的規範の条例化に際して、他の形式との振り分け基準として参考となろう。

住民・事業者などの権利義務からより遠い事項について、条例化することに対しては、懐疑的な見解も存在する。たとえば原田尚彦教授は、近時の市民憲章条例や各種基本条例の制定動向に関して以下のように述べる。



NPO活動促進条例（愛知県大口町）
町民では全国初の促進条例を制定。行政の支援のもとでNPOと住民が協力、ビオトープや公園づくりなどのまちづくりを実践

「条例は本来、住民の権利義務にかかわりのある法規の定立形式である。（中略）基本理念や基本方針は、あえて条例の形式をとるまでもなく、議会ないし長が宣言しこれを公告すれば足ることであるが、おそらく、条例は地方公共団体の最高意思の表明形式と受け取られているため、好んで条例の形式が採用されているのであろう。（中略）条例形式の濫用が条例一般の法規性を希薄にするような事態を招くのは適当でない。そうしたことのないよう慎重に配慮して

条例制定にあたる必要がある」（原田尚彦『地方自治の法としくみ（全訂三版）』平成十三年、163頁）。

権利義務規制でない事項について、条例化することが法的に可能なことは、既に述べた。しかし、あまりに抽象的な基本理念・方針のみを定める基本条例には、この批判は政策論として当てはまるのであろう。「基本的規範」として、意味を持った内容を取り入れる必要がある。

自治基本条例であれば、自治体の諸活動に対する住民・NPO・事業者の参画・参加の在り方を類型として提示したり、自治体の基本的な方針を、より具体的な計画や施策に反映させ、行政評価を経て基本的な方針の反証へと至るフィードバックの手法を見通しよく提示する（組織化による担保や、情報の提供・共有化を含む）、といった内容があるだろう。行政分野ごとの基本条例であれば、当該分野における行政の行動準則、個別施策条例の執行と当該準則との整合性を確保するための手法、行政と住民・NPO・事業者との、当該分野における、自治基本条例よりは具体的な役割分担・協働の在り方を規定する。こうした内容により、政策的な意味でも「基本規範性」が確保されるのではない。

どのように規定するか

1 権利義務規制における制約のクリア

第一次分権改革後も、「法律の範囲内」「法令

に違反しない限りで」という、条例制定にあたっての憲法・地方自治法上の限定は維持されている。そこで、自治体の事務に関して、個別の法律による縛りがきついまま、あるいはより厳しくなると（通達で定めていた基準を、法律・政省令に格上げする、という現象も起こっている）、独自の施策を条例で定めることの限界は、とくに権利義務規制の分野で残ってしまう。

従来は、「上乗せ・横出し条例」の許容性と限界の問題として、議論の蓄積があるが、改正地方自治法二条において新設・改訂された諸原則——地方自治の本旨と国・地方公共団体の役割分担を踏まえた立法・解釈・運用原則（十一項・十二項）、自治事務に関する国の配慮義務（十三項）——を生かして、新たな視角で、条例の許容性を支えることが必要である。たとえば、筆者の参画した、地方六団体の条例研究会では、自治事務について設定された個別法令における縛りについて、条例で置き換え可能な「規律の標準設定」として解釈する可能性を模索しているの（参照願いたい（分権ネットワーク www.bunken.nga.or.jp）に研究会の「中間まとめ」が掲載されている）。

公法においても「任意規定」は存在しうるものであり、地方自治法によって具体化された憲法上の自治保障、に対する個別法令の適合性を確保するためには、そのように規定を解釈しなければならぬ場合がある、というのが一つの理論的背景である（詳細は、ジュリスト一二二四

号、一二二〇号の拙稿を参照）。

もちろん、長期的な戦略としては、自治体における経験を踏まえて、不合理な縛りをなくし、あるいは改善するよう（条例制定を条件とする適用除外という形で、個別法規定の「任意規定」化を図るなど）、立法論を発信することも極めて重要であるし、より短期的な戦術としては、分権改革後、条例による独自要件・基準の設定を、枠をはめつつも明文で認めた法律については、まずその枠を最大限活用する（都市計画法

児童生徒表彰に関する条例（大分県前津江村）
村の児童生徒の優れた個性や能力・社会性を発見し、表彰することによって心身共に健全な児童生徒を育てることを目的とする



三十三条三・四項など）ことも求められる。

2 条例制定プロセスの課題

どのよう

政策を条例化するにあたっては、関係する国の法律の制約を精査したり、先行して同様の政策を条例化した自治体の例を検討・評価する、という能力をもった人員・組織を確保する必要がある。各自治体での取り組みについては、前記「中間まとめ」に、「政策法務」アンケート調査の分析、具体事例の紹介があり、検証・参照すべき「情報財」としての先行条例についても、活字によるものだけでなく、分権ネットワークのデータ・ベース化などの試みがある。

そしてまた、条例化のプロセスに、パブリック・コメント手続きを置いたり、住民・NPO・事業者などの参画するフォーラムを設ける（場合によっては、そうしたフォーラムが条例化の起点になる）ことは、「情報財」の蓄積につながるのと同時に、政策にかかわりうる主体の層を広げ、関心を惹起（ひきおこ）することで、条例化後の施策の実施において実効性を高める手法としても位置づけられる。

行政・議会サイドが、内容においてユニークな条例のアイデアを内発的に持ったとしても、それを、実効性あるものとして、実現・定着させるには、条例化するプロセスでも、従来なかつた発想、すなわちユニークさを求めなければならぬ。

北海道中央部の南西部に位置している追分町は道都札幌市からは五十キロ圏内、新千歳空港からは直線で十五キロ、苫小牧港へは二十七キロと恵まれた立地条件を活かし、鉄道交通の要衝として発展してきた。しかし、人口は、

昭和三十五年の六千九百六十五人（国勢調査）をピークに年々減少、さらには国鉄の分割民営化に伴い平成五年五月には三千九百四十一人（住民基本台帳）にまで落ち込んだ。

当初は要綱で対応

こうした状況に対応するため六年、追分町新長期総合計画を策定、豊かな自然環境を活かした、人と物そして情報が交流する「彩り豊かな住宅の町づくり」を推進し、定住人口増加施策会議を発足させた。

八年五月には「庁舎内定住増加施策打合せ会議」で当面要綱で対応し、今後、総合的な定住施策を検討したうえでインパクトのある条例をつくるとの方針を打ち出した。これに基づき人

公用車用告知看板

材誘導定住化促進要綱をつくり、九年度から施行した。

執行体制も機構改革で新たにふるさと活性課が発足し、新長期総合計画の一つ「誰もが住みたくなる明るい快適なまちづくり」を目指し、定住化・流入人口の増加施策の推進などを担当することになった。



要綱で対応していた定住化・流入人口増加施策をもう一歩充実させようと町民の福祉の増進、地域の活性化、温かく・ふれあいのあるまちづくりそしてすでに制定してある「慶弔に関する条例」と組み合わせ定住促進を目的とした「追分町定住促進条例」案を十二年六月議会に提案した。親しみやすく、分かりやすくということの日ごろ、われわれが何気なく感謝のときなどに使う言葉「どうも」を条例のサブタイトルにつけることにした。

言いまわしは柔らかく

しかし、どうも条例では助成金をもらうこと

だけに固持するようであり、なじめず定住促進条例で良いとの話もあった。担当課としては、インパクトのあるユニークな条例名および温かみのあるものをつくりたいとの思いから、「追分町に来てくれてどうも」「助成金をもらってどうも」そしてこの不況の中人口定住政策を行うことについて、「道（どうも（北海道）も賞賛するだろう」と期待をこめ「どうも・どうも条例」と設定した。またどうもの字体にもこだわりを持たせ「どうも」でなく言いまわしも柔らかなるように「どうも」とした。その結果、本来の条例名「追分町定住促進条例」よりも「どうも・どうも条例」のほうが正式名と思われる。このようなこだわりを書いているうち、実際にあった事例を思い出した。

「どうも、〇〇ですけれど、まだどうもやっていますか？」「ええ、どうもまだやっています」「そうですか、どうもまだやってますか」

このような会話から肩苦しいものは消え、初めて話す相手なのに、町民同様の対応ができたことである。

条例に盛り込む該当事業は、庁内各課から出された。①町までのアクセス整備②慶弔条例③宅地購入や新規就農者への助成④免除・減免関

町もうれしいあなたもうれしい 定住促進の「どうも・どうも」条例



追分町ふるさと活性課主幹
田中一省

係⑤乳幼児医療費助成関係⑥町内視察研修⑦話題性創出⑧意識調査―の八項目二十七件を課長会議で話し合った。

その過程で慶弔条例との兼ね合いで二十七件が四十七件にもなったが、「定住化は、追分町の最重要課題である」との座長発言を受け、条例の決めた。

盛りだくさんの支援メニュー

その内容は①当初追分町で住宅を新築または二年以内に住宅を購入した人に住宅建設奨励金として二十万円を支給する。住宅建設奨励金の該当世帯で町外から転入した人には転入奨励金として同じく二十万円、さらに転入奨励金を受け取る世帯で追分小・中学校に通うお子さんがいる世帯には転校準備奨励金として十万円をそれぞれ支給する②町内で新たに就農される人、商店を開業する人に新規就農・新規商工業定住促進助成制度として配偶者や同居親族のいる場合には二十万円、独身者には十万円を支給する③婚姻届を提出される夫婦のどちらかが追分町の人で結婚後に夫婦が追分町民になる場合に結婚祝いとして五万円相当の金品、新生児が誕生したとき出産祝い金（第一子一万円、第二子三万円、第三子以降十万円）の贈呈④追分町民が亡くなったとき香典一万円を贈る―というものの。

さらに、追分町に住みたくなる応援制度「ど〜も・ど〜も条例」が誕生する。

十三年に実施したアンケート調査で友達にも紹介したいとの意見があり、同一世帯員や営利目的を除き、友達や親戚などに「追分町若草団地」「ラ・ラ・タウン・おいわけ」を紹介いただき、成約した場合、住宅建設紹介者謝礼として五万円を支給する制度を要綱で新たに設けた。

これらの制度により人口も年々増加傾向にあり、流出人口より流入人口のほうが上回った。また、要綱対応から条例化までの間、定住人口は百十一世帯二百九十七人増加した。

住宅建設奨励は期間延長

この不況化の中、平成八年から追分町と民間が共同で造成工事を行い百三十七区画分譲した、ラ・ラ・タウン・おいわけも十四年度に追分町が販売主体になるまで九十一区画を販売し、販売率も六六%になった。

当初、住宅建設奨励制度は十三年三月三十一日までと期限を設けていたが、アンケートの結果を見ると継続要望が多く友達などへも紹介したいとのことで十四年三月議会において期限について「当分の間」に改正した。

しかし、まだ追分町を知らない人が多くこれを打破するため、広告宣伝事業を展開することにした。その第一弾として職員が知っておかなければならない追分町の良い所をだれにでも宣伝ができる全職員による宣伝マン事業、第二弾は、その宣伝活動を地域の人たちにも展開したインフォメーション・ホスピタリティ事業（別

名「日事業」を立ち上げて完全浸透を目指すため、現在も展開中である。

追分に来てもらって「ど〜も」、もらって「ど〜も」は定着し、地方分権時代に沿う政策形成能力の向上を考えながら、次のしかけをしたい。さらに定住人口が増加し、来てくれた人がもたら「ど〜も」でなく、本当の意味で追分に来て良かったと言えるまちづくりをすることが課題だと思

新聞広告

追分町

「ラ・ラ・タウン・おいわけ」
注文住宅用地 全45区画
好評販売中

電線を地中に埋設することで、
電柱のない美しい街並みを実現。

日本最古の保健保安林、
「鹿公園」が目玉！

幼稚園や学校、病院、
銀行・郵便局、お買い物など
生活に必要な施設は徒歩圏内！
誰もが住みたくなる、まちづくりを推進。

「めくもりの湯」でリフレッシュ！
天然鉱石の温浴施設
空の玄関、新千歳空港へ
車でラクラク約23分！

新生活を助成制度が応援します。
住んでくれて「ど〜も」もあって「ど〜も」の助成制度

「追分町」ど〜も条例
5万円 紹介者謝礼
10万円 転校準備金
20万円 転入奨励金
20万円 住宅建設奨励金

追分町役場ふるさと活性課
北海道札幌市追分町本町5丁目54番地
☎(01452) 5-2411(内線241・242)

●ホームページでもご紹介しています。URL <http://www.town.oiwake.hokkaido.jp/>

販売価格

74.11坪
426.3万円
[245.00㎡(74.11坪)]1区画～

100.36坪
587.2万円
[331.77㎡(100.36坪)]1区画

金山町は山形県の北東部に位置する人口七千五百人の小さな農山村である。古くは羽州街道沿いにひらけた宿場町であり、いまも白壁造りの土蔵と地元金山杉をふんだんに使った古くからの住宅が、後に説明する金山型住宅と心地よく調和し、町の美しい風景を醸し出している。

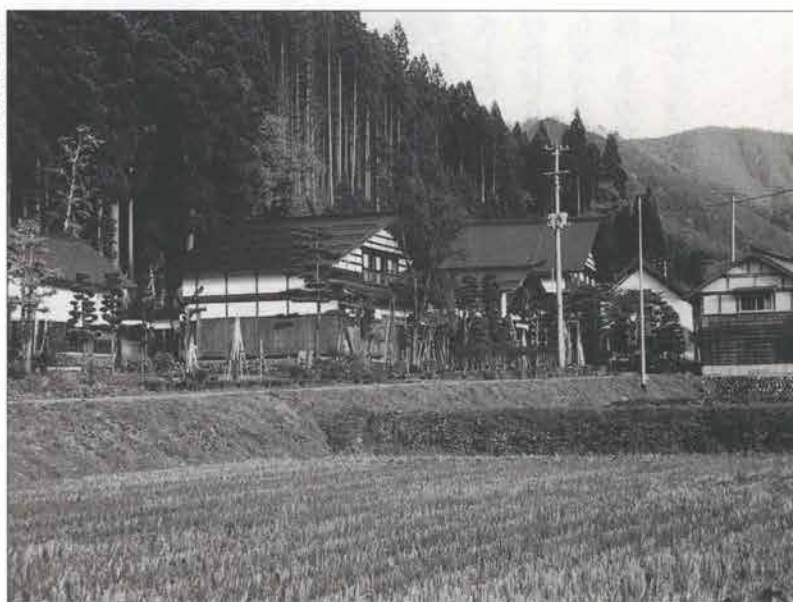
山形県と秋田県の県境に位置することから川上の清い水の恩恵を受けている。昔から水をきれいにしよう、町をきれいにしようという思いが受け継がれている。

変わるロマンチックな街並み

日本各地を旅したイギリスの旅行家イザベラ・バード女史が明治十一年、金山町に宿泊し、後に『日本奥地紀行』（高梨健吉・訳）という著書で「ロマンチックな雰囲気のある場所」と記している。

昭和四十年代から五十年代は、杉皮ぶきや、かやぶき屋根などが鉄板屋根に変わり、外壁も土壁や板張りから鉄板系へと急速に変化した時代である。当町においても例外ではなく、古い住宅が次々に建て替えられ、ロマンチックな街

川上の集落風景
昔ながらの原風景が保たれている



並みが遠く感じられるようになりつつあった。

こうした折、昭和五十三年度から、金山職人（大工）の技術向上・後継者育成・金山杉の需要拡大を目的に「住宅建築コンクール」を開催している。併せて、住民がどんな家を好んでいるのか、コンクールを開くごとに分かるようになった。このことが、金山職人のこだわりと結びついたといえる。

HOPE計画

さらに地域の風景や特性を十分に活かした、快適で美しい居住環境づくりを進めるための指針として昭和五十九年度に「地域住宅計画」（HOPE計画）を策定した。

従来のまちづくりから「もうひとつ先の金山」を意識するきっかけとなった。

まちづくりにおいて欠かせないのが林業である。金山杉の特徴は、年輪が狭くて木肌が赤みをおびていることである。また、「長伐期大径木生産」として、樹齢八十年以上になってから伐採した杉が建材に生まれ変わり、人びとにぬくもりと安らぎを与えている。

金山杉と同様に街並みづくりも長期的なスパンでとらえている。百年以上前にイザベラ・バード女史が見たロマンチックな街並みをこれから百年かけてよみがえらせたい。ただ着飾るだけでなく、住む人が安全で安心して暮らせる、あるいはここに住みたくなるようなまちづくりを目指している。

前述した「住宅建築コンクール」で住民の好む住宅様式が浮かび、「HOPE計画」によって、当町に適した住環境を研究。さらに住民運

金山型住宅で景観づくり100年運動展開 情報公開条例は全国に先駆けて制定



金山町建設課主任
藤山一栄

動に発展させるために、昭和六十年度に「金山町街並み景観条例」を制定した。

基本理念に、「町全体を風景としてとらえ、周囲の自然や歴史的資産が美しく見え、かつ住民が住みやすく、風景と街並みが調和する美しい町を形成する」ことを掲げている。また、町内で建築行為をする場合には、町に届け出を義務付けた。

基準に合った建物に助成

条例で街並み形成基準を設け、屋根の形や色彩・外壁の素材や色彩を示している。これらの基準に合致する建築物などに対しては最大五十万円の助成金を交付している。その額は平成十三年度までの累計で、五百九十四件、一億二千四百七十六万六千円に達している。

景観条例で形成基準を設けたことにより、「金山型住宅」という表現が定着してきた。こ

風景を意識した道づくり
半たわみ性舗装による落ち着いた
砂利道風に仕上げている

やすらぎの路地
居住空間の生活道に
風情を醸しだしている

蔵の再生（蔵史館）
古い蔵を再生して多目的に利用。
古いシンボルとして親しまれている

の基準は、景観条例とともに新しく確立されたものでなく、町に残る古い住宅を基準化し、古い住宅と新しい住宅が調和する美しい街並み形成を目指すものである。最近、年間二十件前後の新築住宅が建てられており、その約八割が金山型住宅。現在、推定で二割程度が金山型になっている。町の世帯数は約千八百であることから、町内の住宅がすべて金山型で埋め尽くされるのには単純に計算すれば、百年かかる。このことも、先に述べた「街並みづくり百年運動」を裏付けする要素となっている。

近年、観光地でもないのに多くの人が町を訪れるようになった。当町のまち（景観）づくりは、観光目当てではなく、あくまでも住民が快適に安全で安心して暮らせる町を目指している。誇りをもって暮らせるまちづくりが最大の目的であり、住民と来訪者との交流が住民のまちづくりに対する意識高揚に結びつき、金山型

住宅とともに住民の意識も広がってきている。風景とは、時代とともに進歩するものであり、人間の力によって良くも悪くも制御できる。金山には、先人たちが築いてくれた素晴らしい財産があり、これらを継承しながら、新しい財産形成に向け、美しい風景と調和したまちづくりを住民と協同して推進している。

小さな村から全国に発信

ところで、わが町の「まちづくり」と言えば昭和五十七年、全国に先駆けて制定した「金山町公文書公開条例」がその代表的なものである。しかし、公文書公開とまちづくりがどうつながるのか不思議に感じられる人もおられるのではと思われるので、若干の説明を加えたい。

今の世論では、公文書公開そのものが開示を求める権利、すなわち「知る権利」とか「行政の説明責任」に重点が置かれているが、わが町の公文書公開は、行政が持っているさまざまな情報を、権利としてではなく、住民として得られる当然の義務という考えのもと、積極的にまちづくりに参加してもらうために公開しようというものであった。

小さな町が全国に発信したこの制度は、後に国を動かし、平成十一年五月立法化の糸口になったものと考えている。まさに、小さな町でも努力をすれば、国民の役に立てる。これが地方自治、住民自治の本旨であり、独自のまちづくりというものではないだろうか。



武蔵野の豊かな自然に恵まれる所沢市は、首都圏から三十キロ以内という高い利便性などで昭和三十年代半ばから人口が増加し、現在、三十二万余の人口を有する埼玉県西南部地域を代表する都市へと成長してきた。

マスコミ報道がきっかけ

本市においてダイオキシン問題が大きくクロージアアップされるようになったのは、平成七年十二月に川越市・狭山市・三芳町との行政境にまたがる地域（通称「くぬぎ山地域」）において、産業廃棄物焼却施設の周辺土壌から高濃度のダイオキシン類が検出されたとの報道であった。これを引き金に、ダイオキシン問題は市議会および市民・事業者に大きな波紋を引き起こし、その後、さまざまな取り組みを行うきっかけとなった。

とくに、全国の自治体に先駆けて制定された

「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」および「ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例」は、ダイオキシン類を極力少なくしたいという議会の意思とそ

れを具現化しようとする市の意思の賜物であり、今もなお、市民の健康や生活環境を保全するうえで大きな役割を果たしている。

全国の自治体に波及

九年三月議会において、議員提出議案として可決成立した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」（以下「ダイオキシン条例」という）は、ダイオキシン類などの排出を抑制し、良好な生活環境の維持と保全に努めることを目的として、主に次の事項を定めた。

●市民・事業者・市の責務として「安易な焼却

●条例制定の経過

- 平成8年1月 「三市一町行政境における環境問題に関する調整会議」の設置
- 平成8年8月 野焼き等防止パトロールの強化
- 平成9年3月 「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」の制定
- 平成9年4月 小・中学校における焼却炉の使用自粛の開始
- 平成9年6月 「ダイオキシン類等規制計画策定審議会条例」の制定
- 平成9年6月 「庁内ダイオキシン類削減対策連絡会議」の設置
- 平成9年7月 「ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議」の発足
- 平成9年8月 ダイオキシン類各種調査の実施
- 平成9年9月 「所沢市ダイオキシン類等規制計画策定審議会」の設置
- 平成9年11月 「ダイオキシン対策本部」、「ダイオキシン対策室」の設置
- 平成10年6月 ダイオキシン相談員制度の実施
- 平成10年9月 全庁を挙げての野焼き防止等パトロールの実施
- 平成10年10月 家庭用小型焼却炉回収事業の実施
- 平成11年3月 「所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例」の制定
- 平成11年3月 「所沢市ダイオキシン類削減総合対策基本方針」の策定

ダイオキシン・ゼロのまちを目指す 議会、市がともに条例制定



所沢市環境クリーン部環境対策課
大舘真哉



→野焼き防止パトロール車

の禁止」

●ダイオキシン類等に関する規制計画の策定

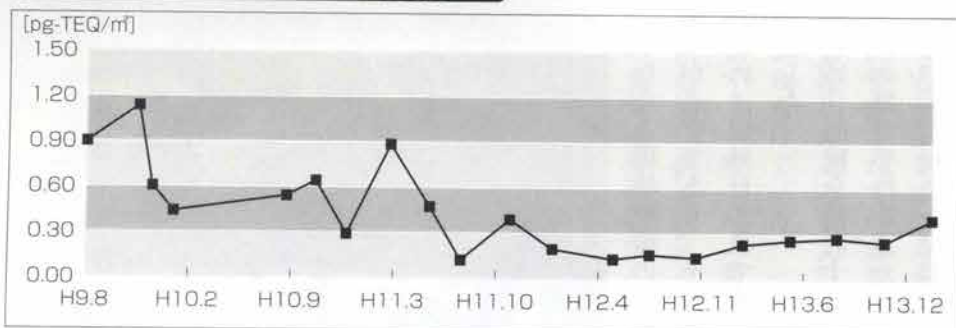
この条例が、制定されるとその後、多くの自治体において同様の条例がつくられるなど社会的にも大きな反響を生むとともに、本市においては市民・事業者との協力のもと、さらにダイオキシン類の低減に向けた対策を推進すべきことが明確化されるなど、大きな意味を持つものであった。

平成九年三月に制定されたダイオキシン条例に基づき設置された「所沢市ダイオキシン類等規制計画策定審議会」は、ダイオキシン類の主な発生源とされている廃棄物焼却炉に関する規制方法や規制実施時の支援策などについて、多面的に検討審議を行い、約一年間の活発な審議を経て、十年八月に答申を取りまとめた。同年十二月には、ダイオキシン類の低減のため、さらなる規制強化を行う条例制定を望む市議会の政策提言がなされた。

これらの答申や提言を具現化するために、市では、当時のダイオキシン類にかかる市内環境調査結果を踏まえ、焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減を推進し、市域全体で大気環境基準値などを満たし、維持することを目的とした「所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例」を十一年三月に制定した。

その主な規制の概要は次のとおりであり、抑止効果を高めるため、各種罰則措置が設けられた。

●大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



●焼却施設の設置状況

施設の規模	8年度末	11年度末	12年度末	13年度末	減少率(%)
施設A (200kg/時～)	25	18	9	7	72
施設B (100kg/時～200kg/時)	61	25	16	9	85
施設C (30kg/時～100kg/時)	409	128	58	35	91
合計	495	171	83	51	90

●廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準の設定

●小規模廃棄物焼却炉における構造・維持管理基準の設定

●屋外燃焼行為の全面的禁止

改善された環境

これら条例などの整備で、市内の大気中ダイ

オキシン類濃度の推移は、十三年度において市内全体で削減率六二％（九年度比、図参照）となっており、季節的な変動があるものの統計学的に低減傾向を示している。また、焼却施設数自体も減少する（減少率九〇％（八年度比、表参照））など、市内環境の改善に功を奏している。

循環型社会を

環境中にはダイオキシン類のみならず、人の健康などに影響を及ぼすおそれがある物質が多数存在している。にもかかわらず、ダイオキシン問題が本市のみならず日本社会に大きく影響を与えた原因は何であるのか。それは、わが国におけるダイオキシン類の主な発生源が廃棄物焼却炉であり、産業廃棄物などの処理における透明性の欠如と焼却・埋め立てを中心とした処分方法への懸念を含んでいたことにある。

ダイオキシン問題は、廃棄物の処理における透明性の確保や焼却・埋め立て処分における安全性の確保を求める市民の声が、「ダイオキシン類」という物質を通じて顕在化されたものに過ぎないのである。

この意味から、ダイオキシン問題の真の解決には、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用を推進し、処分の適正化を図っていく社会、すなわち、環境負荷を限りなく小さくした「循環型社会」が必要なのであり、その主役は、われわれ一人ひとりであることを忘れてはならないのではないだろうか。

河口湖町は南に富士山、北に河口湖と観光資源に恵まれ、かつ交通アクセスの便利さもあり年間八百万人近くの観光客が訪れる全国でも有数の観光地でもある。

こうした中、最近のスポーツフィッシングブームもあり、年間二十五万人〜三十万人の釣り客が訪れ、釣り自体が観光産業の一つにもなっている。ところが釣り人の増加による環境への悪影響も深刻な問題になってきている。

生態系への影響

持ち込みボート牽引用トレイラーなどによる河口湖畔周辺の道路への違法駐車、迷惑駐車や建物の影や繁みなどに入つての排泄行為による水質汚染、釣り糸がカモなど水鳥の足に絡まつたり、ワーム（軟質のゴム製擬似餌）やルアー（主に小魚の形をした硬質擬似餌）を水鳥、魚が誤飲することによる生態系への影響などが挙げられる。

町では釣り客が増加する中で、湖畔の美化整備やトイレの清掃管理などのため従来から一般財源を充当していたが、その継続的な施策の実



ゴミ拾いをする漁協組合員など

行、さらなる環境整備のためには多大なる財源の確保が必要であり、その財源の確保と施設整備のため法定外目的税である「遊漁税」の導入に着目した。

法定外目的税を検討するに当たり、まずは総務大臣の同意要件を満たすかどうかの協議から入った。①国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重とならないか②地方団体間におけるものの流通に重大な障害を与えることにならないか③国の経済施策に照らして適当か―以上三点である。

①については既存の国税や他の普通税とはその課税標準目的を異にするものである。また、入湯税、ゴルフ場利用税と比較しても遊漁税を二百円にしても著しく均衡を失するようなものではなく、住民の過重負担になるとは考えにくい。②については課税客体が釣り行為であり、物の流通を阻害する「物」にあたらない。③については遊漁税の目的が河口湖の環境保全、環境整備および環境美化であることから考えても国の政策に抵触することも考えにくい。これらの協議の結果、導入に踏み入れた。

二村も同じ条例制定

河口湖は河口湖町と勝山村、足和田村の三町村にまたがっているため、その課税権についてその自治体の区域に限られ区域外には及ばない（地方税法七百三十三条の二）という条項が問題になった。しかし、同じ湖を行政区域に持つ近隣の勝山、足和田両村へ呼びかけた結果、両村の賛同、協力を得ることができ、河口湖町と同じ遊漁税条例を制定した。また、税収とその事業の執行も問題になったが、同じ一町二村で構成する一部事務組合の河口湖治水組合がその事務に当たることによってクリアすることができた。

河口湖の環境保全対策で「遊漁税」 一回200円、駐車場整備等に充当



山梨県河口湖町税務課
土屋 昇

遊漁税は、河口湖で釣りをを行う釣り客を課税
客体とし、一人一日二百円とした。

漁協が特別徴収義務者

徴収方法は、一番頭を悩ませたところだったが、かねてより釣り券として遊漁承認証の販売を取り扱っていた河口湖漁業協同組合と販売店五十八店舗を特別徴収義務者として指定し、従来の遊漁承認証（釣り券）大人一日千円に上乗せして販売してもらう方法で協力を依頼した。

当初は、釣り客が減ってしまうのではないかなど心配面があったことから、すんなりと首を縦に振ってもらえなかった。しかし数回の話し合いで納得と協力を得られた。納税は、特別徴収義務者である販売店が当月分を翌月の十五日までに申告納付することとした。なお、中学生以下ならびに障害者については非課税とした。

税収については、平成七年からの五年間の釣り客の推移をみて、平均的数字を元に算出した。過去の資料によると、年平均二十六万四千人の釣り客が見込まれ、税収としては二十万人（二十六万四千人×七五％）×二百円＝四千四百万円。平成十三年度については七月一日施行のため、九／十二カ月で三千万円の税収を見込んだ。実績は三千五百五十六万六千六百円（三町村合

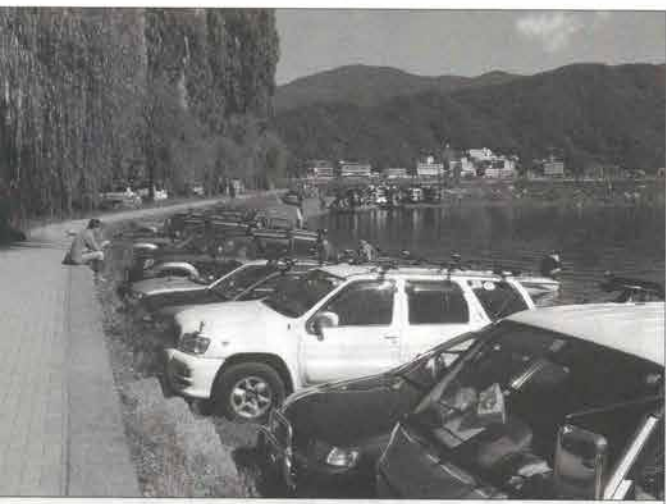
計）で初年度目標額をわずかが上回った。

十三年度行った具体的な環境対策としては、駐車場が六カ所（面積で二万七千六百三平方メートル）。トイレは仮設ではあるが三カ所設置した。また、湖畔のごみ収集やトイレの清掃管理費などにも充当し、シーズン中はほとんど毎日専門業者による清掃などが行われている。

昨年七月に遊漁税としてスタートした当初は、釣り客からの電話やメールなどによる苦情、問い合わせが多かったが、主旨を説明。税収や実際に整備されている状況などをインターネットで公開したことで大抵の方には理解と協力をしていただけである。

関係する一町二村の税務担当者も実際に徴収事務に歩き、釣り客の反応や現場の声を聞き、実際の問題点や改善すべき点にも取り組んでき

湖岸への違法乗り入れ駐車（下は、湖側から見た様子）



た。住民も、今までの環境整備費に一般財源が充当されていた経緯から、遊漁税が充当されることはその目的、使途も明らかにになり、住民の負担軽減にもつながるということから賛成している人も少なくはない。

湖底の整備も

今後の展望としては、十四年度では駐車場を二カ所、トイレは五カ所を新たに設置する予定である。また、過日NPO団体である「日本釣り環境保全連盟」が湖底の潜水調査、清掃を行ったところ、ごく一部の地点であったのだが、わずかに二時間の間に四十キロのゴミを回収。そのほとんどがワームやルアーといった釣りに関連するゴミであった。湖全体を調査および清掃するには、それにかかる費用は二十億円とも三十億円ともいわれている。そういつ

た中で、今後は、目に見える周辺環境整備だけではなく、湖底や水質面も整備していくことが必要である。

最後になるが、こういった取り組みにより、河口湖とそれを取り囲む一町二村と河口湖漁協組合とが河口湖を活性化しようと新しい観点で協力し合えたことは意義深く、今後とも地域づくりを進めるうえで役立たせていければと思う。

小学校卒業までに28万円

紀勢町は三重県の南部に位置し、「お伊勢さん」で有名な伊勢市から車で一時間ほどの距離にあり、奥伊勢地域とも呼ばれている。町の主な産業は農林水産業で、水産業ではブリの大数漁（定置網漁）が大正時代から盛んで、全国一の水揚げを誇ったころもあった。

人口は平成十二年の国勢調査で四千四百八十八人。ご多分にもれず少子高齢化が著しく林野が九割を超える過疎の町で、昭和三十二年の「昭和の大合併」当時の約七千六百人に比べ、三千人以上の人口減である。平成七年の幼年人口率（〇～十四歳以下）は全体の一二％。これに対し高齢人口率（六十五歳以上）は二五％で、幼年人口率の減少は三％前後、高齢人口率の上昇は五％の割合で推移している。

このような、少子高齢化が顕著に進むなか、将来を担う子供たちを育てる若い親や、歴史の語り手であるお年寄りの皆さんに生活応援の手を差し伸べ、町民が生き生きと生活を営むまちづくりを実現しようと打ち出した施策、名付けて「A B C D 作戦」が平成八年四月からスタートした。

Aはエンゼル（ANGEL）手当条例である。

「子供は天使すなわちエンゼル。町内すべての六歳までの子供を対象に、保護者の子育てを支援しよう。誕生のときと六歳のときにそれぞれ三万円、一歳から五歳までのそれぞれの歳に二万円、合計十六万円を支給する」。これが八年度、制度開始当初の内容であった。さらに十三年度に条例を改正し、小学校卒業（十二歳児）まで対象年齢を延長して、合計二十八万円の子育て応援手当を出すこととなった。

Bはベアーズ（BEARS）助成。かわいい子供たちを子グマ（ベアーズ）にたとえた児童医療費助成制度である。

児童医療の助成については、八年当時、〇～二歳未満児（現在、三歳未満児）を対象に県の医療費助成制度があった。これに加えて紀勢町では小学校卒業までの児童を対象に町独自で制度を拡充、十三年度の条例改正では、さらに中学校卒業までを対象とすることにした。

内容は三歳から中学卒業までの子供に対し、医療費の自己負担額千六十円（ひと月当たり）を除いた残額を町が助成するもので、このよう

な手厚い助成制度は全国でも数少ないといわれている。

Cはキューピット（CUPID）条例。過疎化により出会いの機会が少なくなり、また田舎暮らしや地元の後継者との結婚が嫌という女性が増えている。とくに中年男性の独身が増加の傾向にあるため、中年齢者の結婚促進を図ろうという制度で、縁を取り持つキューピット、すなわち縁組促進のための委員（キューピット委員）を置き、結婚一組につき成功報酬として二十万円の手当を支給するといった内容である。

しかしながら、中年独身者に幸せな家庭生活を送っていただこうとキューピット委員会は会議を重ね、引き合わせも何組か進めたが、この五年間なかなか成果が現れず、現在、委員会活動は休止している。

お年寄りに大きな夢を

Dはドリーム（DREAM）条例。健康で長生きは町民みんなの夢（ドリーム）。本町に住する町民が百歳を迎えるにあたり、敬意を表し、長寿をお祝いする。満九十九歳の誕生日に百万円の祝い金と額付きカラー写真を贈るという制度である。

結婚、子育て、長寿を町ぐるみで支援
交流人口増目指しネックレス構想も

紀勢町企画課課長補佐
山本善道

このドリーム手当の該当者は、八年と十年にそれぞれ一人おり、今年八月に女性一人をお祝いする予定だ。これまでの受給者の皆さんは、祝い金お届けのころは、百歳近いとは思えないほど元気な生活ぶりです、まさに私たち町民の夢をかなえた様子であった。

これらの四制度がABCDEF作戦として「結婚、子育て、長寿」を支援する、全国でもユニークな条例といわれるようになった。また、現在C作戦を休止しているものの、ほかは発足当時に比べて制度の充実化が図られている。

「ABCDEF作戦によって人口が増加したか」と問われれば、「いいえ」と言わざるを得ない。しかし、この制度は「急激な人口減を幾分かでもなだらかな減少に変化できないか、そして、たとえ人口は少なくなっても、今を生き生きと暮らし、子育ての大変さが少しでも解消し、高齢となっても夢を持って長生きを喜ぶ町民であってほしい」、そんな願いが込められていると理解していただきたい。

自慢の制度

「子供が小さいときは病院に掛かることも多いし、義務教育といっても、なにかしら教育費がかさむ。でもこの制度は、私たちの子育てを後から『がんばれ』とささやいてくれているような気がする」。子育て真っ盛りの夫婦にエンゼル手当やベアーズ助成の評判を聞くと、このような声が返ってくる自慢の制度である。

町では、そのほかにも「中学校卒業祝い金」として、卒業生に五万円の祝い金を支給する制度や、母子家庭の子育てを応援する「母子家庭等入学・卒業祝い金」として小学校・中学校入学、中学校・高等学校卒業時の祝い金支給制度、高校通学無料バス運行、高校通学民間バス利用補助金支給など子育て応援制度を充実させている。

一方、町のユニークなネーミングの施策として「ネックス構想」があげられる。海と山という二つの大きな自然資源を最大限活かして、観光交流人口の増加を図る事業構想をこう呼んでいる。

町内各地に整備する観光・交流施設を宝石に見立て、これらの施設をネックスのようにリンクすることによって、町内一円を大きな観光の名所として短期滞在型の観光人口の増加を図る構想。現在、森林の持ち味を活かした「原始の不動滝 紀勢笠木溪谷」と、海の楽しさがあふれる「にしき向井ヶ浜遊パーク」がおおむね完成、県下有数の花の名所「太平つつじ山」も年々整備されつつある。

健康増進を図る施設

また、この観光振興施策による施設整備は、単に観光客だけに視点をのけた整備の方法をとっていない。「にしき向井ヶ浜遊パーク」にあるトロピカルガーデンには、専用利用としては全国でも珍しい「温水ウォーキングプール」を

備えている。健康増進に効果があるといわれる水中歩行を実践する施設で、利用する人の多くは町内と近隣町村の中高齢者である。施設の担当者に「ウォーキングプールのおかげで不自由だった足の機能が、少しずつではあるが回復しつつある」とうれしい便りが届いている。

私たちの町の住民福祉施策は全国でも先進的といわれている。

これまで紹介した施策は給付金制度が多いように思われるかもしれないが、高齢者や障害者の活動範囲を広げるための無料コミュニティバス（Cバスと呼ばれる）の運行、ボランティアヘルパーの育成、早くからの中学生ボランティア学習の実施、高齢者人材の活用（いきいき活動隊の有償ボランティア）など、子供から年配者まで「ボランティアの醸成」を図っている。

もし、あなたが私たちの町を訪れたらお年寄りの顔を見ていただきたい。きっと皆さんニコニコした笑顔をしていることだろう。



定期的に行われている乳幼児の健診

地方分権が大きく進展する中、昨年四月に第四次宝塚市総合計画がスタートした。この総合計画は、これまでの本市のまちづくりを総括しつつ、二十一世紀の新しいまちづくりのあり方などを提示している。一つは、分権型社会の時代にふさわしく、地域の個性や魅力を活かした独自のまちづくりである「真に美しい都市」の実現、もう一つは、市民と市の協働によるまちづくりの推進である。

これまでの行政主導型から、市民との協働型によるまちづくりへ大きく方向転換し、市民の発想や行動原理を出発点に、市民と連携しつつ、その実現を目指している。

協働システムの構築

しかし、協働のまちづくりは、一朝一夕でできるものではなく、普段の市民と行政双方の信頼関係のもと、十分な論議を積み重ね、各地域に見合った「協働のまちづくりシステム」を構築していく必要がある。

このため、その基本となるものとして、昨年十二月に「宝塚市まちづくり基本条例」を制定

した。この取り組みは、本市のこれまでのまちづくりの経緯を踏まえて進められてきた。

地方分権の流れを受け、市民がより豊かな市民生活を享受できるよう、これまでの行政運営のシステムを見直し、新たな自治の仕組みの再構築に向けて検討を重ねてきた。

まず、平成十年七月、分権時代に対応できる新たな行政運営のあり方を模索するため、推進懇話会を設置、翌年三月に新たな行政システムの基本的方向がまとめられた。

これを受け、行政運営の局面における具体的な市民参加推進の枠組みを検討するため、十二年一月には市民参画検討委員会を設置し、同年八月、目指すべき市民参加型社会のあり方などが提言された。

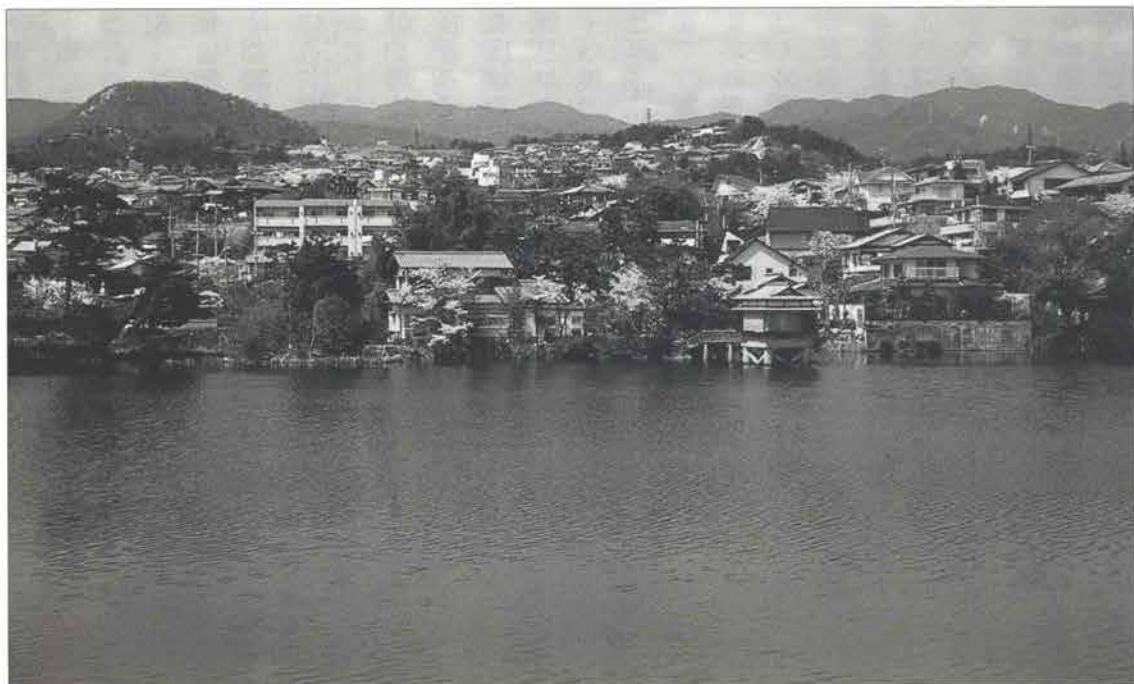
市民100人委員会

本市では、市民のさまざまな意見や提案を行政運営に活かし、また、女性の社会参画を本格的に進めるため、「女性ボード」を四年度に設置した。本年度で第十一期目を迎えたが、これまで多くの提言を得て、本市の各行政施策に活かしてきている。また、九・十年度には、十一の「市民百人委員会」を設置し、市民が主体的

地方分権踏まえ市と市民が協働 まちづくり基本、市民参加条例



宝塚市企画財政部まちづくり推進室長
谷本政博





小学校区単位に協議会

にテーマごとに課題や問題点を抽出し、自由かつ達な議論を展開してきた。

さらに、阪神淡路震災後のボランティア活動の高まりなど、市民のまちづくり活動の活性化を背景に、さまざまな分野で非営利の活動団体が結成され、現在、市内で十二のNPO法人が活動している。

一方、本市では、これまで地縁組織である自

治会、町内会といった組織により、地域課題の解決や近隣相互の助け合いがなされてきた。

しかし、こういった自治会などの単位ではなく、地域のまちづくりの視点からとらえ直し、コミュニティ意識の醸成や、まちづくりへの参加を図るため、人口約一万人の概ね小学校区を単位に、既存の自治会活動を尊重しながら、市内の二十四小学校区全域をカバーする二十のまちづくり協議会の組織化が、五年度から市民主体で開始され、十一年七月に完了している。

この二十のまちづくり協議会については、市内各地域を七つのブロックに区分し、ブロックごとに住民による活動情報の交換や市との協議の場としての地域創造会議が開催されており、自治会などの小エリア、小学校区単位でのまちづくり協議会の中エリア、さらに、市内七ブロックごとの大エリアといった三層のコミュニティネットワークが形成され、市民の自治やまちづくり活動が進展できるような仕組みができている。

住民投票制度

こうした経緯を踏まえ、協働のまちづくりを法的に位置付け、これに基づく制度的な取り組みを展開していくため「まちづくり基本条例」を制定した。

その主な内容は、まちづくりは主権者である市と市民がそれぞれの責任と役割を分担し、①安全で安心して暮らせる②文化の薫り高い、心豊かな③環境にやさしい、個性と魅力ある④に

ぎわいと活力に満ちた―まちづくりを基本とし、市は自治会、ボランティア、NPOなど市民のまちづくり活動と連携し、支援する。

市民は市の持っている情報を知り、まちづくりに参加する権利を有する。市長は、広く市民の意見を聞く必要がある場合には市民投票を実施することができる、と規定している。

また、市民の市政への参加を制度的に保障するため、基本条例に基づき、「市民参加条例」も制定した。

同条例で「市民参加」とは、市の施策の立案、決定から評価の段階に至るまで、市民がさまざまな形で参加すること、とうたっている。その際、市民は豊かな社会経験や知識を活かして市政に参加し、市民と市が協働で個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを基本理念に掲げている。市は審議会などの委員を市民から選ぶときは広く募集して参加を求め、会議は公開を原則にしている。基本条例同様、住民投票制を打ち出している。

まちづくり基本条例は、憲章などの宣言ではなく、市の行政運営にかかわる基本的規範とし、個別の条例や計画などの策定指針、解釈指針となり得るものとして、その整備を図った。本市における自治の仕組みの基本となるものだ。

この二つの条例により二十一世紀における自治の基本的な仕組みが形成され、「市民との協働」による新しい市民社会の創造が可能になると考えている。

「晴れの国」と呼ばれる岡山県には天文愛好家のグループ、天文同好会が多い。昭和六十年ごろから美星町の近隣に住む天文愛好家が、光害を逃れ、同町内に個人の天文台を建て始めた。一方、五十九年に海上保安庁の天体観測施設が倉敷市から美星町に移転してきた。もともと美星の町名は「美しい星」ではなく、「美山」と「星田」の頭文字からとったが、実際の天文観測にとって国内最適地の一つであることが、このころから町民にも認識されるようになった。

天文同好会の提案

六十二年、星と中世をテーマにした事業計画が自治省（現総務省）からリーディング・プロジェクト事業の指定を受けた。また同年、環境庁（現環境省）によってスターウォッチングコンテストが行われ、「星空の街」に選ばれた。これを記念して翌六十三年夏、近くの天文同好会を招いて、音楽とスターウォッチングを楽しむイベント「星の降る夜88」を開催。集まったメンバーから光害を防止する条例をつくれな

しい星空を守る美星町光害防止条例」である。

条例化にあたり、光害に関心のある多くの天文関係者の協力を仰いだ。町内各地域の集会でその内容を説明したことから、町民の理解も得られ、平成元年十一月の町議会でもユニークな条例が可決、施行された。

星を見るものにとって光害とは、夜空に放たれた街灯などの人工の光が大気中のちりで散乱され、夜空がぼうつと明るく見えてしまうことである。しかも、真上に向かう光に比べて、水平に近い向きへの光のほうが、ちりによって散乱される割合が増えるため、夜空を明るくする。したがって、上方のみならず、横方向への光もカットする照明にすべきである。

星空との共存

光害防止条例の主なポイントは次のとおり。

- ★屋外照明は水平以上に光が漏れないようにカサをつける
- ★看板などを照明する場合は下から上へ向けて投光せず、上から下へ向けて照らす
- ★屋外照明は午後十時から翌朝まで消灯することを奨励する
- ★天体観測施設を中心に光害防止モデル地区を

指定する

★屋外照明は必要最小限の光を使用するように配慮し、天体観測の妨げにならないタイプの光源を奨励する

- ★配光基準に適合した屋外照明器具の新設、改造または取り替えに、必要な経費の一部（三分の二以内）を補助する

時々誤解されるが、照明を追放しようとしているのではない。必要最小限の照明で、星空との共存を図っているのである。

この条例施行に伴い、PRパンフレットを作成し、光害防止の啓発看板（町内五カ所）、モデル照明（約十カ所）を設置するとともに看板

美しい星空を守ろうと条例を制定 西日本最大級の天文台も建設



美星天文台長
綾仁一哉



照明の改造や防蛾灯^がの防蛾ネットへの交換などの補助金を支出している。

条例制定のきっかけとなった「星の降る夜」はその後も毎年開催し、天文同好会自慢の望遠鏡が一堂に会し、親子連れやカップルが気軽に星見を楽しんでいる。このイベントで培われた天文アマチュアと美星町との協働が、美星天文台建設の推進力となり、平成五年七月七日完成した。町の造った美星天文台は公開天文台としては西日本最大級の百一吋望遠鏡を備え、これを週四日、夜間公開。町内だけでなく、関西、関東方面からも、美星にくれば星が見えるという評判を聞いて来館者がある。

光害の監視役

美星天文台は、光害の監視も業務の一つにしている。当初、役場職員によって始められ、その後、天文台に引き継がれて実施しているのが環境庁の全国星空継続観察である。その内容は、夏と冬の適当な時期に一般参加者に天の川と暗い星の見え具合を調べてもらう観察と、同じ時期に夜空をスライド撮影して空の明るさの測定データとする観測である。

前者は精度は劣るが、一般参加者に光害防止をアピールする狙いがある。後者のスライド観測によって、美星町はここ十四年間光環境が悪化していないことが分かった。

しかし、美星町でも、地平線近くを見ると、工業地帯の上空はぼうつと明るい。数十^{キロ}離れ

た市街地からの回転サーチライトが、天文台の真上の空まで照らし出すことがある。美星町内の規制だけでは星空は守れない。

前述の環境庁の調査からは、地方都市では星空環境が悪化する傾向がみられる。イタリアの研究者が人工衛星からみた地上光のデータを解析したところ、日本では人口の二七%しか天の川が見える環境に住んでいない（ちなみに、イタリアでは五〇%、ドイツでは六〇%）という。

光害防止条例が制定されたとき、全国的にも注目され、多くのマスコミにも取り上げられた。鳥取県佐治村のように、宣言の形で出された例（佐治村の美しい自然と星空を守る宣言「八年採択」）があったが、条例では「県立ぐんま天文台」が建設された群馬県高山村の、「光環境条



美星天文台

例」（十年十月施行）、岡山県の「快適な環境の確保に関する条例」（十四年四月施行）、熊本県清和村の「光源の適正化による星空保全及び資源の節約に関する条例」（十四年六月施行）があるのみだ。環境庁が平成十年に「光害対策ガイドライン」を、十三年には「光害防止制度に係るガイドブック」を策定しており、同様の条例制定が続くであろう。

岡山県の条例では、光害を「発光器具から照射される光の量または方向により、不快感、信号などの重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害など人の活動および動植物に悪影響が生ずることをいう」と定義している。光害はもともと天文関係者が注意を促した問題であるが、住民生活に密接な悪影響を認識することで、天文台がない地域でも、光害源への規制をかけやすくなったといえよう。

ありふれた条例に

上方に向かう光は、夜空を明るくするばかりか、エネルギーの無駄でもある。国立天文台の磯部瑋三氏が人工衛星のデータから見積もった結果によると、宇宙に無駄にでているエネルギーは電気代に換算して年間二百億円に相当するという。

星空だけでなく、住民の住環境改善、自然保護、エネルギー節約の観点からも、光害防止条例がむしろありふれた条例になることを切望したい。

変容する県の役割

今

日の分権時代にあつては、地域自らが自主的・自立的な取り組みをより積極的に進めなければ今後の発展はおぼつかない。各地域が持つさまざまな資源を有効活用し、魅力を高め、地域の総合力を高めていく必要がある。

また、市町村合併が本格化すれば、市町村の自立や規模拡大に伴い、市町村を包括する都道府県の果たすべき役割も変わっていかざるを得ない。県内でも、平成十四年六月末現在、十四の市町村合併の協議組織が設置されるなど、県内ほぼ全域で合併に向けた具体的な協議・検討が進んでいる。

このような情勢を踏まえると、この二十一世紀は「県合体・連合」の時代に入っていくものと考えている。

本県の提唱する「県合体」

市

「町村合併」に比べ「県合体」という言葉は耳慣れない言葉かもしれないが、「県合体」とは、複数の県が一緒になって新しい県をつくるもので、自治法上の「廃置分合」の一態様としてとらえられているものである。これに対し「合併」とは、「合体」と「編入」を含む用語である。

本県の提唱する「県合体」とは、広域性・総合性を求めて複数の県が単に一つになるだけでなく、地方分権をさらに前進させた「地方主権」という考え方に立脚し、自主・自立の原則のもと、国や地方公共団体の役割の戦略的選択によ

って地域経営を担おうとする地方自治の新しい姿を考えている。

北東北三県合体と連合

と

くに、岩手、秋田、青森の北東北三県は地政学的に一致している部分が多く、社会経済構造および産業・生活基盤も似通っている。産業廃棄物などの環境問題への取り組みや、広域観光の振興など広域連携の実績が多数積み上がっている。

さらに国際視点、IT革命、人口構造、財政規模などを考えたとき、岩手、秋田、青森の三県が一つになる「北東北三県の合体」が段階的、実体的な選択からいって当然の流れになると考えている。

そのうえで、残る東北各県とは「東北連合」、

北海道との連携実績を踏まえての「北海道連合」を目指したい。

このため、十四年四月に、地方分権が進んだ先の北東北の将来像について、今後の北東北三県の連携強化のあり方とともに国と地方の役割分担を整理し、それぞれが行う事務を明確にしたうえで、県合体さらには道州制など望ましい地方自治の姿について検討するため、北東北三県による「北東北広域政策研究会」を設置した。また、庁内にも青森県の将来像を検討するため、「県の未来研究会」を十三年十二月に設置した。

この二つの研究会を両輪として、青森県発の新しい地方自治の姿を全国に向けて発信していきたい。

青森発

「県合体・連合」論

column



青森県企画振興部長
中村明義





ユニークな
条例



二十世紀梨を大切に＝鳥取県東郷町
二十世紀梨が東郷町に導入されてから約100年。この間、生産者の努力と工夫によって日本一の生産量を誇る名産品となった。しかし、果樹の老木化や後継者不足など多くの問題がある。梨は町にとって大きな財産。梨とともに歩んできたまちの人びとすべてが地域の誇りとして守っていこうと「二十世紀梨を大切にする条例」を制定。



除雪協力 秋田県矢島町
矢島町住みよい環境づくり条例は、降雪期も安全で快適な生活を送ることができるよう、全国的にも珍しい除雪に関する項目も掲げている。「冬期間における町の除雪実施と町民の除雪協力」など、町、町民、事業者がそれぞれ責任を持ち、良好な環境の整備について定めている。



夫婦の日 茨城県岩井市
十一月二十二日を「夫婦の日」とする条例を制定。家族間のトラブルによる家庭崩壊を防ぎ、明るく家庭づくりを推進して夫婦の絆を深め、この日が夫から妻へ、妻から夫への感謝の気持ちを伝える日となるよう講演会や広報キャンペーン活動を実施している。



子供の権利 北海道奈井江町
子供の「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障した条例を四月から施行。町では講演会を開いたり、町長自ら学校を訪問、多くの子供たちから「まちづくり」に対する意見を聞き、政策に反映できるものは取り入れていく。推進委員が条例の啓発パンフレットを作成した。近く「子ども会議」も立ち上げる。



食のまちづくりⅡ福井県小浜市

小浜市には、飛鳥・奈良時代に、伊勢・志摩や淡路と並んで、朝廷に食を供給していた御食国（みけつく）としての歴史がある。また、平安時代以降は、「若狭もの」という呼称で、京の都の食卓も支えた。こうした伝統ある食に着目、食のまちづくりを推進し、ふるさと料理を楽しむ会などを開催。



イノシシのえ付け禁止Ⅱ神戸市

庭を荒らす、ゴミを散らかす、人に噛みつくといったイノシシによる生活環境や人身への被害が増加し、地域住民にとっても重大な問題になっている。神戸市では、こうした被害を防止し、人と野生動物が共存していくことを目的とした全国で初めてのイノシシ条例を制定し、え付け禁止を打ち出している。



NPO活動促進Ⅱ愛知県大口町

愛知県の北西部に位置し、自然豊かな大口町は町村では全国初のNPO活動促進条例を制定。二年を経て、行政が行う数々の支援のもとに三団体が登録団体となった。まちづくり、子供の健全育成、スポーツ振興の分野で住民と行政、企業も巻き込んでNPOは、元気だ。





人材誘致＝佐賀県小城町

町の観光産業の振興、人材育成、文化の醸成を図るため、町内に観光施設や文化施設、またこれらに関する工房やギャラリーなどを設置する人に対して、事業奨励金の交付・土地の貸与などの支援を行う人材誘致条例を制定。その第1号として6月、桃山時代の古法に習った唐津焼の復元を目指す工房「無境窯」がオープンした。





岐阜新聞論説委員
荏開津喜生

道路で変わる

飛驒

岐阜県の最北部、富山県との県境に位置する白川村。世界遺産の合掌集落・白川郷の村だ。かつて秘境であったこの村を訪れると驚く。人と車の多さである。狭い集落が観光客で埋まっている。行楽シーズンはもとより、真冬でさえ豪雪をものともしない観光客でにぎわっているのだ。

道路は地域を変える。「道は人間のもっとも素晴らしい発明の一つだ」(ヘルマン・シュライバー著・道の文化史)という言葉があるが、確かに道路は今も地域文化を形成し続け、あるいは変貌させ続けている。古い文化と民俗を

たくなに保ち続けることで存在してきた白川郷は、一本の道によって大変化の渦中に置かれている。

岐阜は山紫水明の県だ。三千層級の山々に抱かれた飛驒。海拔〇層の木曾三川の河口付近まで広がる美濃平野。このダイナミックな地形が多彩で豊かな自然を生むと同時に美濃と飛驒の風土、文化をくっきりと分けてきた。

両者を結ぶ線は地形によって細く遠く、制限され続けてきた。たとえば岐阜と高山を結ぶ道路は主に二本。木曾川支流、飛驒川をさかのぼる道、長良川を上る道。いずれも分水嶺を越える。その険しさが距離以上に、時間という制約を県民に与えてきた。

高山は全国から観光客を集めてきた。「行き止まりの地の都」というイメージがその魅力を増幅させてきた。四年前、飛驒と信州をつなぐ安房トンネルが開通した。この道の影響は大きい。名古屋・岐阜を経て飛驒へ入るしかなかった観光客が首都圏から直接入れるようになった。中央道を利用しての日帰り可能に変わったのである。

昨年、高山への観光客は三百万人を超えた。安房トンネル効果。加えてイベント展開、首都圏でのPR活動も奏功した。が、一方で宿泊客数は伸びていない。さらに北の奥飛驒温泉へ、あるいは北陸へと流れる傾向も出ているのである。

もう一本、新しい道が太平洋側から飛驒に通じた。東海北陸道だ。この道が高山と白川郷への導入路となる。今秋には富山県側から白川まで開通、飛驒清見から白川までの山中を貫く、難工事の飛驒トンネルだけを残すだけとなっている。

この東海北陸道が飛驒に入ったことが白川郷に変化をもたらした。狭い合掌集落に大量の車と人が押し寄せるようになった。別の場所に駐車場を設けシャトルバスを運行する実験を行うなど、村は対策に頭を悩ましていた。当然、地元住民の生活への影響も大きい。

新しい道路は確かに、県民に大きな利便性と活性化へのチャンスをもたらした。が、それをどう活用するかが難しい。歴史の中で保ってきた自然と文化が一気に破壊される危険性をはらんでいる。観光収入と引き換えに予想以上の混雑とごみの山を引き受けることになる。さらに。とかく観光客の志向はわがままだ。移ろうのは早い。全国の多くの観光地が、いつときのブームに沸いてそれにあぐらをかいているうちに飽きられ、思いもかけぬ憂き目にもさらされた所も多い。

さて、飛驒はどうか。観光地としての基盤を持つ高山はともかく、白川郷はどうか。ひっそりと歴史の中に埋まってきた村が、道路開通と同時に新たな緊急の課題を抱え込んでいる。



規制協力のステッカー

情豊か、風光明媚な土地として古くから栄えてきた。名利、薬王寺の鐘の音に明け、鐘の音に暮れる平和な町である。

日和佐町の大浜海岸には、毎年アカウミガメが産卵のために上陸するが、アカウミガメの保護研究および規制などに町ぐるみで力を入れてきたのは日和佐中学校における海亀研究に端を発する。

産卵最適地

生きた化石といわれるウミガメ。浦島伝説にふれるまでもなく、日本人には鶴と並び長寿のシンボル、縁起のよい動物として親しまれている。信仰に近い愛着を持つ人もいる。

日和佐は、室戸・阿南海岸国定公園の中心で、太平洋に面し、情緒豊かな美しい町である。

気候温暖で人

大浜海岸には毎年八十頭近くのウミガメが産卵のため上陸する。日和佐にこれだけ多く上陸するのは①砂質（粒径）が産卵に適した大きさである②海岸の沖合いに岩礁地帯があり、エサ（魚介類や海藻）も豊富で、カメの交尾や憩いの場になる③海岸に光や音を出したり、野犬など人工、自然の障害がない④日差しが強い⑤砂浜が広く、産卵場所が波に洗われる心配がないが挙げられる。

中学校での研究

昭和二十五年六月十八日、当時海岸で殺されていた一頭のウミガメを地元の中学生在が発見したことがきっかけとなり、中学生によるウミガメの研究が始められた。その成果で現在当町は、ウミガメの産卵地として、またウミガメ保護の先進地として知られることとなった。

大浜海岸では、三十五年以降ウミガメの産卵行動を公開している。これに対して「カメを見せ物にして観光客にこびを売るのか」という否

定的な意見がある。しかし、実際にその神秘的な行動を公開し、多くの人びとがウミガメのことを知ることによって、絶滅の危機にあるウミガメの保護を訴えていくことも重要なことだと考えている。

昭和四十二年、当町のウミガメが文化財保護法による天然記念物の指定を受け、四十八年から本格的なウミガメの保護規制を実施してきた。同法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図って国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に寄与することをその目的にうたっている。

わが町のウミガメが天然記念物に指定されたということは、言うまでもなくわが国にとって学術上、価値の高い動物であり、その保護、保存が必要であるからである。

文化財保護法という文化とは「人間が学習によって社会から習得した生活の仕方の総称である」と解釈しており、昨今関心の高まっている自然保護、環境問題などについても、文化的な向上の一端ではないかと考えている。

この間、三十六年に第一回うみがめ祭りを開催、三十九年には町営国民宿舎「うみがめ荘」が落成した。

ウミガメと共存するまちづくり目指す博物館を建設、イベントも多彩



日和佐町企画観光課長
谷口忠孝

六十年には世界でも珍しい、うみがめ博物館「カレッタ」が完成した。カレッタは、アカウミガメの学名で、博物館には世界のウミガメのはく製やカメの進化の過程が分かりやすく展示されている。また、生きたウミガメの生体観測できる水槽や、百二十センチのハイビジョンシアターでカメの学習ができる。屋外には飼育プールや人工ふ化場が整備されており、夏休みには子ガメの放流も体験できる。「見て、ふれて、遊べる」施設だ。事業費は一億二千七百万円で、平成十年には二億九千五百万円をかけて改装、展示内容なども充実した。ウミガメの保護対策、生態研究および観光文化の拠点となっている。

こうして「人とウミガメの共存」のまちづくりを推進し、町内共有の資産として継承するため、七年には「ウミガメ保護条例」を制定した。

同条例は全八条から成り、町の責務として「教育、広報活動を通じてウミガメ保護の必要性について町民の理解を深めるよう努める」、一方町民は「町が実施するウミガメ保護に関する施策に協力しなければならない」とそれぞれ規定している。許可なくして大浜海岸に上陸するウミガメの捕獲や卵を採取してはならず、ウミガメ保護監視員を置くことにした。

保護監視員制度は条例制定前の昭和四十年から設けており、ウミガメ保護指導者、研究者、まちの情報発信者の育成も図っている。また、保護活動を小中学校の授業で取り上げたり、カレッタのサマースクールで環境教育も行っている。

ウミガメ保護のため、大浜公園には五月二十日から八月二十日までの三カ月間、午後八時から翌日午前四時まで車両の通行と立ち入りを禁止する。ただし、上陸、産卵観察の場合には監視員の指導に従う。付近のホテル、宿舎、飲食店などには滅灯に協力してもらっている。海岸での花火はカメの上陸に支障があるので禁止している。このほかボランティアや各種団体の協力を得て海岸の清掃、観察マナー向上のためチラシ配布も行っている。

国際会議とサミット

また六十三年には、「人間とウミガメの共存



うみがめ博物館



の道を探る」をテーマに国内初の海亀国際会議を開いた。国内だけでなく中国、マレーシア、西サモア、オーストラリア、アメリカ、カナダなどからも合わせて約百五十人が参加、「ウミガメは広大な海洋をすみ家とし、大規模な遊泳、回遊をする。地球市民として、その保護のため陸上および海洋環境の保全と国を超えた国際間の強い協力が必要」との日和佐宣言を行った。

さらに平成二年には、ウミガメが上陸する日佐町、徳島県阿南市、三重県紀宝町の三役が集まって「ウミガメのふるさとサミット」を開いた。

一方、海の日を中心に実施してきた「うみがめ祭り」も今年で三十九回目を数え、町内外から多くの人に参加してもらっている。十二年から始めたトライアスロンも今年で三回目となった。コースには、恵まれた自然、文化資源があり、町の魅力を存分に味わってもらいながら、ボランティアグループなどとも交流を進めている。

こうした活動を通じて自然環境保全への意識が高まり、ウミガメ「ひわさ」のイメージが定着、年間百万人の観光客が訪れるなど観光振興にも大きく寄与している。

今後、カレッタを核にウミガメ保護の啓蒙に努め、地域住民、学校と連携しながらまちづくりを一層推進するとともに、カメ以外にもある豊富な自然環境を活用しながら、交流人口増を課題に取り組んでいきたい。

子供は「宝物」

大分県の西の

端、福岡県、熊本

県との県境、九州

のほぼ中央に人口

千七百人、村の九

三％が山林という

小さな村、前津江

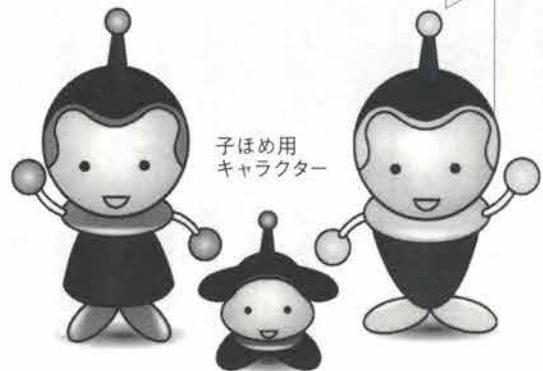
がある。

財政的、経済的

には恵まれてはいないが、美しい自然と澄んだ空気、そして水が財産だ。また、標高九百五十メートルの高原、椿ヶ鼻には村随一のアミューズメントパークが整備され、風力発電所のある村としても知られている。

そして、わが村には何よりの「宝物」がある。それは、明朗で純朴な子供たちである。この宝物を主役にした継続性のある事業はないか、前村長の子供たちに対する熱い思いが条例制定につながった。

人は、だれでもほめられるとうれしいし、ほ



められれば、自ずと意義を感じ、自信や意欲がわいてくる。

また、人をほめるということは、相手のよさを認め、尊重するということでもある。

まずは子供のよいところを、みんなで見つけよう。そしてほめていこう。こうして「ほめる」は始まった。

平成十二年十月に施行された「前津江村児童生徒の表彰に関する条例」は通称「子ほめ条例」と呼ばれる。先例は他自治体にもあるが、わが村の条例は全国的にもユニークだ。

この条例は「地域の人が子供たちを見守り、それぞれのよさや素晴らしさを見つけてほめ、表彰する。これによって、子供を大きく育てる。同時に大人も豊かな心を持つ」というねらい。ほめられたことが、子供たちには自信や誇りとなり、自分を見つめる力を養い、「生きる力」のもとになっていく。前津江村では学校でのいじめや、不登校もない。中学校には寄宿舎「蛍雪寮」があり、入寮生はまるで一つの家族のように仲良く生活している。こうした状態をいつまでも保っていききたい、ということも条例制定の背景にあった。

よさを見つけ、ほめて終わるのではなく、そ

れを支える基盤が必要だと考え、①青少年健全育成②家庭教育、子育て支援③地域の活性化の三つを「子ほめ」条例の柱に掲げ、社会教育事業として取り組んだ。

12の賞

具体的賞は「親切」「努力」「友情」など十二で、年度末に被表彰者を決定し、賞状とメダルをそれぞれ贈呈する。

表彰にあたっては、まず地域住民は賞に該当すると思われる児童生徒がいたときは、その児童生徒が所属する地区主事または地区を担当する民生児童委員のいずれかに申し出る。小中学校長は、表彰候補者を推薦して教育委員会に上申、最終的には村長が決定する。

表彰は小学生の場合、卒業するまでの六年間に三回。中学生は一回全員表彰する。高校生は随時行う。

十二年度は小学生五十一人、中学生四十一人の計九十二人。

十三年度には小学生六十人、中学生二十七人、高校生一人の計八十八人。

十二・十三年度の表彰に際して、子供たちのよさ、輝きを地域の人に発見していただいた。

地域ぐるみで子供をほめ育てよう 小学生は3回、中学生は1回全員表彰



前津江村教育長
花田紀子

●12の賞

- 一、奉仕賞 学校または社会に奉仕している者
- 二、健康賞 基本的な生活習慣を守り、心身の健康に努力している者
- 三、親切賞 人に親切な行いをしている者
- 四、学芸賞 学業または文化、芸術に努力している者
- 五、体育賞 スポーツに優れている者
- 六、努力賞 学校および社会生活で著しく努力している者



子ほめ条例に基づく表彰とメダル

- 七、創造賞 いろいろな事柄に創意工夫している者
- 八、勤労賞 勤労を尊び、学校、地域づくりに努力している者
- 九、読書賞 平素からよく本を読んでいる者
- 十、友情賞 友達のことを考え、仲間づくりに努めている者
- 十一、明朗賞 態度がいつも明るく、よく挨拶する者
- 十二、その他 一から十一以外で表彰に値する者

●表彰の内容と子供の感想

家族賞 小学四年女児

【理由】 共働きの両親を助け、弟の面倒をよく見て、両親は安心して外で働けると感謝している。

【感想】 家に帰ってお父さんとお母さんに「家族賞もらったよ」といいました。お父さんが「あんたのが一番かちある賞」といいました。私は、あたり前のことをしたのに表彰されたのでおどろきました。これからするすばんのときは弟の世話をしたいです。

勤労賞 小学六年男児

【理由】 家事の手伝い（農業）を熱心に継続的にしています。登下校のときは下級生の世話をよくしています。

【感想】 メダルをもらったときに「こんなに賞をもらってよかったな」と思いました。僕はもらいたくてやったわけではないけれど、その賞をもらって励みになり、手伝いを継続していきたいです。

親切賞 中学二年女子

【理由】 家庭に高齢者のおばあちゃんがあります。学校からかえっておばあちゃんの話相手になったり、よくお手伝いができています。人に対するやさしさの積み重ねです。

【感想】 私は子ほめ条例で推薦されて本当に驚きました。ふだん、何気なく祖母と話したり手伝いをしたりしていて、家族に感謝されるけど、地域の方にもそんなところが見られているとは思いませんでした。これから、祖母だけではなく家族も大切にして、うれしい気持ちを大切にしていきたいです。

自分たちのこの素晴らしいさを、子供たち自身はまだ気付いてはいなかった。ほめられて、「ええっ」とびっくりする子供が大半だったが、地域の人びとに見守られていることが、じんわりと心に伝わりしばらくしてそれが、こぼれるような笑みが変わっていった。少しずつ手ごたえを感じていった。

全国子ほめフォーラム

条例を制定してわずか二年。経験の浅いわが村だが、制度を設けたことがマスコミで報道されたことで、全国各地からたくさんの方の問い合わせがあり、「なやみ」の大きさを知った。皆さんと語り合う場がくれたらということでも全国子ほめフォーラムを来春、開催することを決めた。

【名称】 全国子どもをほめよう研究会
(子ほめフォーラム in 前津江)

【期日】 平成十五年三月八日(土)、九日(日)

【場所】 大分県日田郡前津江村大野小学校

内容は、青少年問題や家庭教育、地域おこしなどといえば、かたくなるしくなるが、「ほめて育てる」という温かな色に包み、参加される皆さんとの情報交換、研修、そしてご指導をいただく大会にしたいと考えている。

幸いに、全国生涯学習まちづくり協会のご指導で、地域おこしで立ち上げたアニメーター養成講座一期生が実行委員を担当する。子供たちの活躍、地域の人の様子など、ご覧いただきたい参加をお待ちしている。

第2回

地域伝統芸能まつりの開催について

日本各地に古くから伝わる祭りや、能・狂言などの古典芸能を一堂に集めた画期的なイベント「第二回地域伝統芸能まつり」が、さる三月三十、三十一の両日、東京都渋谷区のNHKホールで、ジャンボ宝くじの売上金から助成を受けて開催された。今回は、このイベントを紹介したい。

1 イベント開催の経緯

地域づくりにおいては、まず、それぞれの地域「資源」を発掘し、活用していくことが重要ではないだろうか。古くから脈々と伝えられてきた各地の伝統文化や祭りは、地域固有の歴史や風土に深く根差し、人びとを結びつける求心力として、とりわけ重要な役割を果たしてきた。

こうした伝統文化などを見つめ直し、うまく活用していくことが、これからの地域づくりの力になるのではないだろうか。このような発想が、今回のイベントのきっかけとなった。

「二十一世紀に向けて、日本の文化的伝統や日本の価値を見つめ直し、日本人のアイデンティティを改めて見直すとともに、地域住民が郷土を愛し、誇りと親しみを持って地域づくりに取り組み機運を盛り上げる必要がある」という問題意識から、平成十年度に「歴史的遺産・伝統文化の活用による地域おこし懇談会」（梅原猛座長）が設置された。

この懇談会では、歴史的遺産などの活用によ

る地域おこしの意義や、推進のための具体的プログラムについて提言が行われた。この中で、全国的な広がり結びつけていくため「第一回地域伝統芸能まつり」が、十三年二月二十三、二十四日に開催された。

2 イベントの目的・特徴

第二回目を迎えたこのイベントでは、全国を代表する「地域伝統芸能・文化」「古典芸能」「新作古典芸能」が一堂に会して実演。地域伝統芸能などについて国民に再認識してもらい、地域伝統芸能などの保存活用およびこれらを通じて地域の活性化に関する国民的機運をさらに盛り上げることにした。一回目のイベントでは、八つの地域伝統芸能、五つの古典芸能、二つの新作古典芸能が上演された。今年の演目数は、それぞれ九つ、二つ、二つ。

このように、他に例を見ないこのイベントの特徴は、地域伝統芸能などと古典芸能（能、狂言、文楽など）・新作古典芸能を同じ舞台の上で競演することである。地域伝統芸能などや古

典芸能がどのように影響し合い、どのような形で継承され、現代に息づいているのか、相互の関係や継承・発展の状況などについて明らかにすることで日本文化の深みに入り込むイベントとなっている。人間国宝クラスの出演者と同じ舞台で演じるという得難い経験は、地域で伝統芸能などを懸命に守り育てている人びとに、大きな自信や誇りを与えることと思う。

3 イベントのテーマ

地域伝統芸能まつりでは、全体をまとまりのあるイベントとするため、毎回一つのテーマを設定して全国各地の地域伝統芸能などを取り上げている。

第一回は「怨霊」。初年度にあたり、日本各地に伝わるほとんどすべての祭りの本質につながるテーマを取り上げた。今回のテーマは「恋（こひ）」。あえて「こひ」と古風な仮名を振ることで、太古の昔から生きとし生けるものを呪縛（じゅばく）してきたこの不思議な力を、より広い視点からとらえた。「恋（こひ）」は、まさに人間ドラマ

4 当日の様子

の宝庫。われわれ日本人がどのように恋を表現してきたのか。だれもが興味を寄せるこのテーマをめぐり、北は北海道から南は奄美まで、全国各地から参加いただいた個性豊かな九つの地域伝統芸能に加え、古典芸能や新作古典芸能も織り交ぜ、恋に狂う姿、婚礼の祝い唄、自然への愛など、古くから伝えられている恋模様を描き出した。

イベントは、音楽監督・宇崎竜童氏の作曲による地域伝統芸能まつりテーマ曲「曼陀羅21序章」で開幕した。日本の伝統楽器と洋楽器のサウン

ドを融合させた曲によって、一目目の出演者全員が舞台に勢揃いする華やかなオープニングは、このイベントの本質を象徴するものとなった。今回、「恋（こひ）」というテーマのもとに選ばれた祭りは、上演された順に紹介すると、石見神楽「大蛇」（島根県・益田市）、黒川能「道成寺」（山形県・櫛引町）、アイヌの古式舞踊（北海道）、山鹿灯籠踊り（熊本県・山鹿市）、新野の雪祭り（長野県・阿南町）、梵天（秋田県・横手市）、壬生狂言「桶取」（京都市）、越中おわら節（富山県・八尾町）、奄美の島唄・六調（鹿児島県・名瀬市）の九演目。

古典芸能は、「夢浮橋」（新作能・瀬戸内寂聴

作）、「藤十郎の恋」（浪曲・春野百合子）、「クロイン人間・ナマシマ」（新作狂言・梅原猛作）、「曾根崎心中・天神森の段」（文楽）の四演目。昨年の「ムツゴロウ」に続く梅原猛氏の新作は、クローン技術という科学の最先端のテーマを狂言という古典芸能により風刺し、現代に古典芸能が息づいていることを分かりやすく表した。また、人間国宝の吉田玉男・吉田蓑助という豪華な顔合わせが実現した文楽「曾根崎心中」も、大いに話題を集めた。

これらに加えて、全長百八十頁の大綱を用いた勇壮な「糸満大綱引」（沖縄県・糸満市）は、大型スクリーンのVTRで紹介した。子供たち



地域伝統芸能まつりオープニング



文楽「曾根崎心中～天神森の段」



梵天～神社本殿への奉納

による「明神ばやし」（福井県・織田町）や人気の木下伸市さんらによる津軽三味線「海流・天風」の熱演は、イベントをさらに盛り上げる効果的なアクセントとなった。

二日間を通じて、ふだん見るのできない祭りや古典芸能の競演は、見ごたえある舞台をつくり出し、昨年同様、観客を大いに魅了した。

5 地域情報PRコーナーほか

このようなイベントを実施する際に注意すべきことは、単なる地域伝統文化などの実演にとどめてはならないということである。会場で配布したパンフレットにおいて、演目の解説や地域情報などの充実を図ったのははじめ、演目ごとの幕間に、梅原会長をはじめとする実行委員会委員や地元の有識者らによる解説を交え、祭りのクライマックスに至る過程をVTRで上映するなど、地域伝統芸能などの由来や意義、地域社会におけるあり方を紹介し、観客の皆さんがより深く理解し、楽しんでいただくための工夫をこらした。

さらに後日、イベント当日の様子をNHKが全国放送、暮らしの中で地域伝統芸能を守ろうとして汗をかいている住民の姿やその努力の様子を、会場の熱気や興奮とともに広く国民の皆さんに伝えた。

これらに加えて、今回初めての試みとして、NHKホールの一画に「地域情報PRコーナー」

を設け、参加した地域伝統芸能など九団体が伝統文化、観光などの地域情報や特産品をPRした。これは、地域伝統芸能などをはぐくんだ地域の歴史や風土、文化に触れていただくことにより、それぞれの伝統芸能などをさらに深く理解し、親しんでいただくとともに、ひいては、地域振興などに結びつけていくことを狙いとした。イベント当日は、開演前や休憩時間を中心に、全国から集まった観客の皆さんの半数以上がこのコーナーを訪れ、大いににぎわった。

6 アンケート結果

会場でのアンケートは、二日間で約三千通と、来場者の約半数から回答していただいた。

全体として、「素晴らしいかった」「楽しかった」「感動した」「見ごたえがあった」など、このイベントを評価する意見や、「継続して開催してほしい」「来年度もまた来たい」という要望を込めた意見が多く寄せられた。以下、主な意見を列挙すると、

- 地域伝統芸能の皆さんの努力の成果を発表する場があることは良いことだと思った。受け継いでいくことの大事さを感じた。
- 末長く伝統芸能が残るよう祈っている。
- 伝統芸能と古典芸能が組み合わせられてあり、一つの演目も時代を感じる面白さがあった。
- 現代を古典で演じることにより、古典の良さを理解できた。

○プロ・アマの共演で、芸能というものの原点・意味を考えさせてくれる素晴らしい企画だ。

○ゲストによる解説が、分かりやすく良かった。

○地域情報PRコーナーのスペースをもっと広げてほしい。

○上映中、左右に字幕の解説があると助かる。

○地域で大切にはぐくまれた芸術の質の高さを改めて認識した。

○大変楽しく拝見した。宝くじはこういう分野にも使われていることを初めて知った。今後も伝統芸能と地域文化に触れる機会をつくっていただきたい。

7 今後の予定

第二回地域伝統芸能まつりは、前回に引き続き、二日間で六千人余の観客を集め、大盛況のうち閉幕した。第一回と比べると、ほぼ二倍の人から観覧希望の応募ハガキが寄せられ、抽選倍率が六倍近くに及んだことから、このイベントが次第に定着し、人気が高まってきている状況がうかがえた。

三回目のイベントも、平成十五年春の開催に向け、準備を開始した。テーマは、「天地」^{あめつち}。より多くの地域から熱意あふれる皆さんの参加を得て、感動の輪を大きく広げていきたい。地方公共団体の皆さんも、ぜひこの機会を積極的に活用していただくようお願いしたい。

男女共同参画条例に 初のクォータ制導入

上越市では、平成七年に「じょうえつ女性アクションプラン」を策定し、男女の性別にとらわれることなく基本的な人権の尊重と両性の平等を目指して施策を推進してきた。その結果、男女共同参画に対する市民の関心は徐々に高まってきたが、十二年度実施の「上越市男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、社会通念・習慣・しきたりによる性別の不公平感や農林水産業に従事する女性の社会参画の遅れなど、上越地域特有の問題も浮き彫りとなった。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの実効性と継続性を担保しようと、地域性を踏まえた男女共同参画基本条例の制定を求める声が高まってきた。

十三年一月、学識経験者と市民など十人で構成する「上越市男女共同参画基本条例制定検討委員会」を設

置。検討委員会や専門委員会、女性団体との意見交換会、市民フォーラムなどを重ね、「男女共同参画基本条例」を十四年三月議会で議決し、四月一日から施行した。

女性の積極的な登用を

同条例では、市の政策立案・決定に参画する男女の構成比について、基本的に男女同数となるよう配慮するクォータ制を全国で初めて導入したほかリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)に関する認識の浸透など、女性の積極的登用や生涯を通じた女性の心身の健康づくりを支援する取り組みをうたった。さらに市・市民・事業者に加え、町内会など地縁団体の組織を独自に取り上げ、そこにおける男女共同参画推進の体制や環境整備などの責務を明記した。

また、条例と同時に「上越市男女共同参画基本計画 男女共同参画推進プラン2010」を策定。あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させながら地域づくりを進めていく

ための基本目標や取り組みなど長期的かつ総合的に講ずべき施策の大綱と、計画的に推進するために必要な事項を定めた。

国と共催で記念式典

これに先立ち、男女共同参画に対する市民の関心を高めるために、十三年九月二十六日、「男女共同参画都市宣言」を行った。

そして、この六月二十九日には、リ

ージョンプラザ上越において、国の男女共同参画推進本部・内閣府と共催で、男女共同参画宣言都市奨励事業として記念式典を実施した。



た。男女共同参画推進本部報告、宣言文の発表のほか、「映画『平塚らいてうの生涯』をつくって」をテーマに映画監督の羽田澄子さんの記念講演を行った。市民と行政がその必要性をさ

らに確認し、男女共同参画社会の実現に向けての機運を広く醸成した。

一方、市主催事業として「女性映画祭」「男女共同参画推進センター講座」を開催。東京以外では、上越

市が初めてという「元始、女性は太陽であった 平塚らいてうの生涯」などの上映をしたほか、東京国際女性映画祭ディレクターの大竹洋子さんと、らいてう研究会代表の折井美耶子さんを講師に「映画と女性」をテーマにした講座を開催した。

さらに、市の男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に男女共同参画行政推進会

議を、庁外には有識者や市民などで構成する男女共同参画審議会を立ち上げた。

今後、この条例を上越市における男女共同参画の新たなスタートとして、市・市民・事業者・地縁団体等が認識を深め、それぞれの責務と役割を果たしながら、基本計画の目指す社会の形成に向け、展開を図っていききたい。



上越市男女共同参画室長
池墻幸子

22世紀アジアの森づくり 留学生も交え植樹

昭和六十二年五月二十四日、佐賀県嬉野総合運動公園に昭和天皇をお迎えし、「第三十八回全国植樹祭」が開催された。

あれから十五年。この十月六日には同総合運動公園で「未来に根を張れみんなの緑」をテーマに、「第二十六回全国育樹祭」が開催される。育樹祭では、昭和天皇がお手植えされたヒノキのお手入れ（枝打ち・施肥）を皇族殿下に行っていたたく予定になっている。

育樹祭のイベント

市街地から車で約十五分の所に、嬉野県有林約二百八十畝がある。ここで県外招待者の枝打ちが予定されている。この一角（約一・一畝）には樹齢五十年の「メタセコイア」約四百本が生育し、大きいものは高さ二十五メートルに達している。メタセコイアは、三十五メートルに生長する落葉高木で、百万年前に恐竜とともに絶

滅したと思われるいた巨木である。

この幻の木は、昭和二十年に中国・四川省の奥地で発見されたが、この木が育っている嬉野県有林を百年後の二十世紀へ引き継ぐため、全国育樹祭のイベントとして「二十世紀アジアの森」づくりを昨年から県と共催で行っている。

二回目となる今年は、アジアからの留学生二十六人をはじめ総勢約二百人が参加して、晴れわたった五月二十五日に開催した。式では、嬉野町大野原緑の少年団代表の田中裕太君と前田比香里さんが、「かけがえ

のない森と緑を大切に守り育てていく」との決意を表明。そのあとアジアゆかりの木十三種類、百本を十三班に分かれて植えた。植樹は初めての留学生や子供たちは林業士などの指導を受けた。

国際交流も展開

閉会后、アジアからの留学生を交え国際交流事業を実施した。当町は、

肌の湯」嬉野温泉で疲れをとっていただき「国際交流の夕べ」と題し、アトラクションや町内の青年との交流などを行い大いに盛り上がった。

留学生はそれぞれお国（中国・韓国・カンボジア・ベトナム・バンラデシユ）の歌を披露してくれた。流ちょうな日本語で交流会を仕切ってくれた中国の男性、この四月に來日、



あまり会話ができなかった韓国の女性など、さまざまではあったが楽しい交流会となり予定の二時間があっという間に過ぎてしまった。

あがったようである。
嬉野釜炒り茶研修施設では二百八十度くらいある熱い釜での炒り葉や、炒りあがった茶葉の手採みに挑戦。この後、宿舎に戻り「日本三大美



佐賀県嬉野町農林課係長
山口久義

留学生たちが今後、日本とアジアとの架け橋になるように期待するとともに、帰国後の活躍を祈りたい。そしてもう一度、嬉野の地を訪れてもらうことを願うものである。



没後千二百年でイベント目白押し アテルイを 蝦夷の英雄として評価

(上)アテルイの想像図

古代、東北地方の北半部は辺境の地とされ、そこに暮らす人びとは蝦夷(エミシ)と呼ばれていた。このうち現在の水沢市を中心とする「胆沢の地」のエミシを指導するリーダーがアテルイ(阿弔流為)だった。

律令国家を建設した朝廷は、東北支配の領域拡大を目指し七八九年、五万二千人の軍でアテルイの本拠地・胆沢を侵攻した。この戦いでアテルイは見事な陽動作戦をとり、桓武天皇が「坂東の安危この一挙にあり。將軍宜しくこれ勉めし」と督励していた征夷大將軍、紀古佐美に壊滅的な打撃を与え、エミシの英雄と称された。その後、大將軍になった坂上田村麻呂は、八〇一年数万人の兵を動員、アテルイを破り蝦夷攻撃は終わった。

そして翌年、東北の地を平定しよ



岩手県水沢市教育委員会
社会教育課副主幹
佐久間賢

うと陸奥鎮守の拠点として胆沢城の造営を始めた。一方、アテルイは盟友のモレ(母禮)など一族とともに降伏、坂上田村麻呂にしたがつて平安京に上った。田村麻呂は助命嘆願を申請したが「虎を養って思いをのこす」と都の貴族は却下。アテルイ、モレは大阪府枚方市で処刑された。

復権への思い

この年から千二百年。アテルイ没後・胆沢城造営千二百年記念事業の主舞台として、岩手県胆江地方(水沢市・江刺市・金ヶ崎町・前沢町・胆沢町・衣川村)が燃えている。

アテルイの実像を伝える資料はほとんどないが、なぜこれほどまでに運動が盛り上がりつつあるのだろうか。そこには、坂上田村麻呂の影に隠れ悪者と扱われてきたアテルイの復権にかけた人びとの熱い思いがある。

その手始めとして平成六年、平安遷都千二百年祭りにぎわう京都、田村麻呂ゆかりの清水寺にアテルイとモレの碑が建立された。雌雄を決

したアテルイと坂上田村麻呂、時空を超えたふたりの再会が実現した。

アテルイ没後千二百年記念事業は、平成十二年、民間、行政団体の連携のもと準備会が設立された。しかし、純粹にアテルイ顕彰を目指す団体やアテルイにあまり馴染みのない地域などもあり、事業の統一性に課題を抱えながらのスタートとなった。このなかで牽引車となったのが「アテルイ出前講座」。アテルイ顕彰団体を中心に、アテルイの周知を図るミニ集会が広域圏内で開催された。



プレ記念事業「平安の夢あかり」での火おこし

この中からアテルイゆかりの地が掘り起こされる一方、創作神楽が作り出されるなど、アテルイへの思いが急速に盛り上がり十三、四年、プレ記念事業が始まった。

アテルイをテーマにした「火怨」の作者高橋克彦さんを迎えての記念大会、アテルイの遺跡を探る市民発掘調査などのほか、アテルイビールの販売、JR電車車体を使った記念事業広告の情報発信などだ。

歴史でまちづくり

その結果は確実に広まり、ミュージカル「アテルイ」の上演や長編アニメ映画の製作運動へと発展、新橋演舞場で市川染五郎さん主演の「アテルイ」が八月に公演されるなど思わぬニュースも飛び込んできた。

今年、千二百年の年。「見直そう古代・見つめよう次代」をキャッチフレーズに、地域の歴史を学び、次世代を担う子供たちの参加を促進しながらまちづくりに取り組む企画イベントが六月から始まり、秋まで約三十件用意されている。そこには、郷土の歴史にこだわりをもち、その主役となることで自らが楽しみ、なおかつ、地域の魅力の掘り起こしと発信により交流の輪を広げようとする新たな姿勢が生まれつつある。

コミュニティ づくりへの 新たな一歩

政策学会・研究フォーラム
設立される

さる六月二十九、三十の両日、愛知県豊田市にある愛知学泉大学において、わが国でのコミュニティ政策にかかわる総合的な研究・交流の場となるコミュニティ政策学会・研究フォーラムが設立された。この組織は、昨年十二月に結成の呼び掛けがあり、今年一月、神戸市でプレ研究集会を開くなどして準備を重ねてきた。研究と政策と実践の総合を目指すのにふさわしく、呼び掛け人には多様な分野の八人の研究者とともに、三人の自治体首長（東京・三鷹市、愛知県犬山市、兵庫県宝塚市）、

コミュニティ政策学会・研究フォーラム 設立大会

2002年6月29・30日 愛知学泉大学豊田学舎



NPO関係者一人が参加した。呼び掛けにこたえた発起人には、学者など約百人が名を連ねた。設立大会のプログラムも、多彩な内容と顔ぶれによって構成され、盛会のうちにその第一歩をふみだすことができた。

多彩なプログラムで 盛り上がる

大会では、まず総会で規約、役員などを承認。続いてシンポジウム1（司会：中田實愛知学泉大教授）では、研究諸分野のうち、法学は名和田是彦東京都立大教授、経済学は鈴木誠岐阜経済大教授、社会学は菊池美代志帝京大教授がそれぞれ各領域での研究テーマや問題点などを報告、議論が行われた。ついで、会員として参加された安田養次郎三鷹市長、正司泰一郎宝塚市長、石田芳弘犬山市長が「私のコミュニティ論」と題して談話（司会：鳥越皓之筑波大教授）、個性と自信にあふれたコミュニティ論の展開は、約百八十人の参加者を沸かせた。

翌日は三つの分科会がもたれた。報告者は自治体職員と住民で、第一分科会「参加、計画、条例」（座長：広原盛明龍谷大教授）では、三鷹市生活環境部次長の大石田久宗氏、宝塚市まちづくり推進室長の谷

本政博氏、高知市まちづくり推進課長補佐の森田恵介氏が、第二分科会「ひとにやさしいコミュニティづくり」

(座長：平野隆之日本福祉大学教授)では、愛知県田原町総務課長補佐の大根義久氏、同高浜市福祉部長の岸上善徳氏、京都市春日住民福祉協議会

会長の高瀬博章氏が、第三分科会「環境にやさしいコミュニティづくり」

(座長：昇秀樹名城大学教授)では、愛

知県犬山市楽田地区コミュニティ推進協議会(森岡万朱衣氏)、同豊田市

(神谷健市氏)が、それぞれ報告、熱心な議論が交わされた。昼食交流会

では、自由な懇談の輪が広がった。

いろいろな専門分野、研究と政策・実践の交差織りの魅力が十分に発揮され、今後に期待の持てる幕開けとなった。

自治体・市民・研究者らの交流センター

この組織の特徴と目的について、本会の準備会代表の中田愛知学泉大教授は、開会の挨拶の中で、概略次のように話した。

「今日、社会にはさまざまな問題が渦巻いており、悲惨な犯罪や災害が起るたびに、コミュニティの喪失が



中田 實教授

嘆かれるようになっていく。学校週五日制や少子化、高齢化からも地域コミュニティに根差した対応の必要性が叫ばれている。他方で、市町村合併の議論の高まりの中で、地域自治の担い手としてのコミュニティへの期待も高まっている。住民と行政とのパートナーシップの確立は、現代社会の基本的な課題となっている。

こうしてコミュニティの政策的形成への関心とそれを目指す活動の必要性が認められているのに、実際にどのようにコミュニティを形成していくのかとなると、なお展望が明確ではない。コミュニティについての研究や議論があるにもかかわらず、全体としてはコミュニティづくりが試行錯誤の状態を脱しきれないのは、各所で行われている多様な経験や理論を総合し、政策化していく場所や支援の仕組みがないことによるところが大きいのではないか。本組織は、学問

諸領域間、コミュニティ政策を立案・実施する自治体や市民間、それを支援するNPOなどの交流と協同、さらには研究と実践との総合と協力の場をひらこうとするものである。ここから、会の名称も「学会・研究フォーラム」とし、つねに現場をふまえた自由な研究と交流のセンターとなることを意図している。また、地域に根差す証として、先の神戸でのブレ集会では神戸市、今回の大会では豊田市と共催させていただいたが、この開催地自治体との共催体制を、今後も維持していきたい」。



組織と運営の概要

第一步をふみだしたコミュニティ政策学会・研究フォーラムは、コミュニティに関心を持つ研究者、自治体職員、NPOなどの市民団体、企業、市民が、会員一人の推薦で入会できる。年会費は個人五千円、団体一万円で、大会のほか研究会やシンポジウムなどを開催し、また機関誌(年一回)、会報の発行を行う。

また、中期的な研究機関プロジェクトとして、当面①「近隣政府」と地域分権②町内会、NPO、コミュニティ③わが国のコミュニティ政策の総括④大会開催地の「ご当地プログラム」を確認した。参加希望者を募って進めていくことになる。

第一期の執行組織は、会長「中田愛知学泉大教授、副会長「木原勝彬NPO政策研究所理事長、広原龍谷大教授、安田三鷹市長、研究企画委員長「鈴木岐阜経済大教授、編集委員長「中川幾郎帝塚山大教授、事務局理事「明瀬政治・山崎丈夫愛知学泉大教授、他に理事二十人である。関心のある方はぜひ連絡・参加いただきたい。

「コミュニティ政策学会・研究フォーラム事務局」〒471-8532 豊田市大池町汐取一 愛知学泉大学「コミュニティ政策研究所」
電話 0565-65-7061、Fax 0565-65-7060、E-mail a-compol@gakusen.ac.jp http://gakusen.ac.jp/commu/a-compol/index.htm

奈路川環境対策への 取り組み 子供たちと一緒に 活動を展開

百人、戸数百戸の奈路地区で、十年以上にわたって活動を続けている「AS奈路倶楽部」を取材した。

気軽に話せる場を、が
設立のきっかけ

AS奈路倶楽部の設立は、平成三年にさかのぼる。そのきっかけは、「地域みんなが気軽に奈路のことを話せるような場をつくらう」という有志の呼び掛けだった。当時、小学校の児童数が十七人にまで減少し、地域の将来に対する不安もあった。また、河川改修などによる環境の変化を心配する声もあり、呼び掛けにこたえて、二十代から四十代を中心に約四十人が集まった。

活動の内容は、月に一度開かれる例会で、和気あいあいと話しながら決まっていく。「この十年間思いつくままにいろいろな活動をしてきました。なんといっても自分たちが楽しみたい、というのが一番」と語るのは、中心メンバーで、地元で農業を営む川村一成さん。

AS奈路倶楽部のモットーの一つ



川村一成さん

高知県南国市.....AS奈路倶楽部

地域づくり団体探訪

Series

は、「積極的に住み楽しむ」ことだ。コンサートや、キャンプなどの企画から、川村さんの知り合いがいるインドネシア・バリ島住民とのサッカー交流、地域再発見のワークショップ、「泥んこ球技大会」など、これまでの活動内容は、本当にバラエティに富んでいる。

同倶楽部で特徴的なのは、子供たちを巻き込んだ活動が多いこと。「子供たちも一緒に楽しんで地域の活動に参加することで、奈路のよさを体で感じてほしい」という思いからだ。地元の奈路小学校と一緒に取り組むことも多い。

地域が元気なら
学校も元気に

「地域が元気であれば学校も元気になる。学校が元気だと地域が元気になります」と話してくれたのは在職六年目を迎える奈路小学校の北村初江校長。メンバーには児童の保護者も多く、学校側もAS奈路倶楽部からの申し入れに対し、快く協力してくれる。

この春から、AS奈路倶楽部の呼び掛けで、奈路小学校三、四年生による、奈路川の環境アセスメント



奈路川でのサンプル採取

調査が始まった。集落の中心を流れる奈路川の川幅は三辺ほど。蜚が乱舞する川として新聞にも取り上げられ、たくさんの人が訪れる。

しかし、いつのころからか、コンクリートブロック積み護岸が増え、川と人との間に距離が生まれていった。「昔はカニやウナギがすんでいて、子供たちは川で遊んでいた。でも、いまでは垂直のコンクリート張りで、川に下りること自体が難しいですね（川村さん）。AS奈路倶楽部ではこれまでも奈路小学校と協働での水質調査や、地域で作った竹炭を使つての水質浄化など、奈路川をめぐる活動に取り組んできた。また今回の調査に先立ち、地域の奈路川をどんな川にしていきたいのか、改修への思いを話し合ってきた。

河川改修のモデルケースに

奈路川への取り組みは、高知県の「文化の県づくりを進める県民ネットワーク」（事務局県文化環境政策課）や、南国土木事務所の協力のもと、住民と行政とのパートナーシップによる河川改修のモデルケースとして行われている。



泥んこ球技大会

る。

単に行政に要望を訴えるだけでなく、住民が一緒になって環境アセスメント調査や、改修案づくりを行っている。平成十四年十月まで四回にわたり、専門家の協力を得ながら、水質、植生、魚類、植物、昆虫などの調査を行っていく予定だ。

この四月には、水質、底生生物について調査を行った。メンバーと小学生在が、川底からサンプルを採取し、教室でどんな植物や生物がいるのか一つずつ確認した。「まだ水も冷たくて、肌寒かったんですが、子供た

ちは大喜びでした。中にはわざと転んで水につかる子もいたくらい。こういった経験で奈路川に対する愛着がはぐくまれればいいですね」と川村さんは語ってくれた。

泥んこ球技大会 小学校の運動会と共催

こうした小学校を巻き込んだ活動は、環境アセスメント調査だけではない。今年、八回目を迎えた「泥んこ球技大会」は、小学校の運動会と共同開催で行った。競技種目を児童が自ら考え、競技の進行もすべて児童に任せた。学校側としても、週休二日制の導入による学習時間の減少に対応するため、こうした地域との連携は欠かせない。

取材にうかがったのは、AS奈路倶楽部主催の「ASなるコンサート」の当日。ニューヨークで活躍するアパレル音楽のグループ、WAYNOを招いて、小学校の校庭で開催されたコンサートでは、二百五十人の観客が、山間に響く幻想的な演奏に酔いしれた。ここでも、小学校児童全員が参加して、プロミュージシャンと楽器を一緒に演奏したりダンスをした。

児童は、音楽や体育の授業を活用してこの日に備えた。「地域と一緒に活動をしているからでしょ

うか。卒業生も小学校に愛着をもつてくれて、よく遊びに来てくれるんです」と北村校長が話してくれた。

コンサートの後、メンバーにいろいろと話を聞くことができた。「みんなでわいわい話をするなかでいろんな企画が出てきて楽しい」「こうしなきゃいけないという気負いが無いのが無理なく続けられる秘訣」と口々に語る。女性メンバーも元氣だ。「女性だから男性だから、若いから年長だからとかは関係ない。個人個人として対等に意見を持ち寄れる」「子供たちが一緒に楽しめるから、参加するのにも無理がない」と語ってくれた。

取材を通して、奈路地区、そしてAS奈路倶楽部の活動に、心地よい風通しのよさを感じた。小学校区を単位とした、お互いの顔が見える地域での取り組みだからできるフットワークの軽さとも言えるだろうか。

AS奈路倶楽部の名前には、「ああここに住んで本当によかった」と思えるような「明日の奈路」をつくらなければならないという思いが込められている。こうした思いはきっと、子供たちにも受け継がれていくことだろう。

AS奈路倶楽部 ●プロフィール

●設立年＝平成3年 ●設立・運営主体＝自主的組織 ●代表者＝川村晃弘 ●会員数＝40人 ●事務局担当＝川村一成 ●事務局連絡先＝〒783-0072高知県南国市奈路778 ☎088-862-3125

（財）地域活性化センター
副参事 米澤桂子
コンサルタント業務課

地域
女性
を 支 える
パ ワ ー ⑧ 沖縄県今帰仁村

地域文化の見直しを

「今帰仁村婦人会」会長
我那覇トシ子さんら



前列左が
我那覇会長

つきりはし
ていない。

今帰仁村は
人口約九千
五百人、沖
縄本島の北
部、本部半
島にある。
村の特色と
しては、全
国に出荷さ
れるブラン

東京从那覇まで飛行機で二時間半。那覇からバスに乗り、途中、名護で乗り換えて約三時間半をかけて目的の今帰仁村に到着した。沖縄の地名には読み方の難しい地名が多く、今回訪れた今帰仁村も前もって知らなければ読むことができない地名である。「いまきじり」から「みやきせん」、そして「なきじん」という変遷を辿ってきたということと、すでに十七世紀初頭には今帰仁という漢字が登場しているということとは分かっているが、正確な由来についてはいくつか説があるもののは

環境美化への取り組み

ドの「今帰仁すいか」をはじめとする果物が豊富で、また花き栽培も盛んである。村のあちらこちらに色とりどりの花が咲き、厳しい暑さもいやされるほどである。この花の植え込み、手入れを手がけるのが「今帰仁村婦人会」である。今回は、この婦人会の会長である我那覇トシ子さんらに話をうかがった。

婦人会は、主として三十歳代から五十歳代の村内の女性、約六百人で構成されている。規則で定められて

いるわけではないが、五十歳代を超える婦人会から抜ける人が多く、比較的若い世代によって運営されているのが特徴である。これは、年輩の方々が後進に道を譲るということから始まったそうである。

婦人会活動の主なものの一つに、環境美化に向けた取り組みがある。以前から村内の十九の字のそれぞれに花が植えられている場所があったが、平成十一年に婦人会設立五十周年記念事業として、婦人会のみならず村を象徴するような場所をつくりたいという構想が実現することとなった。これが今も鮮やかな花を咲かせている「婦人の庭」である。

当初、この「婦人の庭」を設ける場所の選定について議論が行われ、やはり多くの人の目にふれるところ、また、村民みんなで協力して世話をしていくためには便利な場所がよいということ、現在の村役場の近くで、道の駅「そーれ」にも隣接

婦人の庭



する場所に決まった。場所の決定や、管理などにおいて村に協力してもらい、行政とも良い関係を築いている。「婦人の庭」に関連して大きな目標が婦人会にはある。それは「むくげ」を村中に広めるということである。むくげは、アオイ科の落葉低木で紅紫色や白色の花をつけ、戦前には今帰仁村にもたくさん咲いていたそう

むくげで 村中を埋め尽くそう



世界遺産に登録された今帰仁城跡

だが、現在はほとんど自生している。この花で村中を埋め尽くし、村の代表的な花にしたいという提案がされた。

発案者は副会長の喜屋武加代子さんである。喜屋武さんがむくげにひかれたのは、二百種類もあるというその多様な美しさと、古くはこの地域でも可憐な花を咲かせていたむくげをもう一度よみがえらせたいという気持ちからであった。現在「婦人の庭」にはまだ六種類のむくげしかないが、いずれ村中を二百種類のむくげで染めたいと婦人会は願っている。

歴史的な遺産を学び伝えよう

婦人会の活動の中でもう一つの大きなテーマに、「地域の文化を見つめ直そう」というのがある。これは、村内に数多くある歴史的な文化遺産について学び、伝えていくというものである。この取り組みの中心的役割を担っているのが、婦人会のメンバーであり、また今帰仁村歴史文化センターの職員でもある石野裕子さんである。

石野さんを中心に研修会などを開き、普段慣れ親しんだ文化財や自然などについて改めてその歴史、存在意義を知ることと地域への愛着がより一層強まっているという。一昨年行われた婦人会のリーダー研修会では地元の今帰仁城跡を、昨年の研修会では沖縄南部の世界遺産を訪ね、琉球王国の歴史を学んだ。沖縄の世界遺産として、平成十二年十二月に今帰仁城跡をはじめ沖縄県内九つの文化遺産が登録されている。今帰仁城は琉球史に出てくる北山、南山、中山のいわゆる三山時代の北山王の城であった。ちなみに三山時代は一四二九年に中山王の尚巴志による統一、琉球王朝の成立で終末を迎え、この尚巴志の居城が有名な首里城である。

みんなで楽しく

何よりもみんなが楽しく活動することをスローガンとし、活気あふれる婦人会だが、大人数の組織を運営していくうえで隠れた苦労などがあるのではないかと思い、抱えている課題などについてたずねてみると、とくに大きな問題、困ったことなどはないという。その理由として考えられることはおおよそ次のようだ。まず会長の我那覇さんの苦労をいとわない人柄と良い意味でのメンバーの使い方の巧さである。そして、メンバーもそれぞれがもつ知識や技術などを活かして会を支えていくという気持ちが強く、これらがうまくかみ合っているのだと強く感じた。今回取材にご協力いただいた方だけでも、照屋安子さんは沖縄舞踊の先生、座間味静子さんは植物に関する知識が豊富で、花の育て方の指導も行っており、それぞれ婦人会の活動に大きく貢献している。

美しい村と女性

最後に婦人会の方に今帰仁村のPRとして、何かアピールすることがあるかをたずねたところ、二つのことを教えてくれた。一つは村の美しさである。話を聞き終えた後に乙羽

岳という村では唯一の小高い丘の頂上へ案内してもらった。確かに少しモヤがかかっていたが、婦人会の方々は本当はこんなものではなく、いつもはもっと美しい眺望であると強調していた。それにもかかわらず、北国生まれの私は珊瑚礁の海の美しさに十分感動した。

そしてもう一つの村の自慢は、女性の美しさだそう。地元の女性自身の話なので初めは半ば疑っていたのだが、前出の我那覇出身の石野さんから次のような話を聞き納得した。

「沖縄には今帰仁御神という美人を象徴する言葉があります。これは今から七百年ほど前に今帰仁村に乙樽という絶世の美女がおり、この女性はその美貌もさることながら、心の美しさから神のようであるとして今帰仁御神と呼ばれるようになったのです。この言い伝えがあるように、今帰仁村は沖縄の中でも美人が多いと言われています」

暑い地域で、熱い心をもった女性たちの取り組みにふれた旅であった。遠方からの訪問者を厚い情をもってもてなしてくれたこの村が、むくげで一杯になるころに再び訪れてみたいと思う。

（財）地域活性化センター企画調査課
副参事 佐々木昭弘

がまだすドームが オープン 全国初の火山体験学習施設

平成二年十一月、百九十八年ぶりに長崎県の雲仙普賢岳が噴火活動を始めた。八年六月の噴火終息宣言まで、この地で何が起き、何が残ったのか。

四十四人の尊い命を一瞬にして奪い、多くの家屋を焼失、倒壊させた自然の猛威のすさまじさ。それに立ち向かった人類の英知そして火山のメカニズム、火山との共生についての学習とそれを後世に伝承しようと県が島原市平成町に建設していた「雲仙岳災害記念館」（がまだすドーム）が完成、七月一日オープンした。

火山観光フィールドミュージアム構想の中核施設、島原半島観光の情報発信の拠点として、さらに、噴火災害に対して全国の皆さんから寄せられた温かいご支援のお礼と感謝の

気持ちを表すためにつくった。

施設・展示ゾーン

記念館は火山を「見る」「体験する」「遊ぶ」「学ぶ」「憩う」がテーマ。来館者がマグマゲートの入り口に入るとトンネル状のスクリーンにマグマが動き始め、包み込まれるような不思議な空間体験ができる。

目玉の平成大噴火シアターでは雲仙普賢岳噴火に伴う大火砕流と土石流を十四分のドーム型スクリーンで再現。映像と連動して床が動き、吹き出す熱風とともに災害を擬似体験することができ。もう一つの見どころ、島原大変シアターは寛政四年（一七九二年）の噴火、いわゆる「島原大変肥後迷惑」を歌舞伎の手法を取り入れ昔話風に子供たちにも、分かり易く表現した。

そのほかに、火砕流のスピードを光で体感できる「火砕流の道」「飛び出す絵本」「焼き尽くされた風景」「平成噴火シミュレーション」「世界

の火山模型」等々の展示がある。こうした火山体験型の学習施設は全国で初めて。

オープンに先立ち六月二十九日、セレモニーを盛大に開催した。式典には、国、県、市をはじめ関係者三百五十人が参列、当館の隣にある「復興アリーナ」で、金子原二郎長崎県知事の挨拶に続きアトラクションとして、不知火太鼓保存会と市立第二小学校の生徒たちが地元で伝わる「不知火太鼓」を見事なパチさばきで披露した。

復興への取り組み

この「雲仙岳災害記念館」建設のそもそもの始まりは、全国でもきわめて珍しいと言われる官民一体となつて取り組んだ「島原地域再生行動計画」（愛称：がまだす計画）である。計画は平成八年度を「復興元年」と位置づけ、初年度に防災工事、農地の復旧、交通体系の基礎的整備や商工観光業の振興などの復興事業を策定、九年度から十三年度までに達成することを目指した。

この中で打ち出した二十七の大プロジェクトを重点的に推進するため、①事業主体②実施年度③財源負担などを決め、一般県民から提言を求め、官民一体となり実行に移した。

ボランティアの現状

一方、災害の際に自分たちの郷里を守るために何かできることがあるはずだと島原ボランティア協議会が設立された。島原地区はもとより北海道奥尻島の津波災害、阪神淡路大震災、有珠山噴火災害など全国各地の災害救援ボランティアとして活躍した。

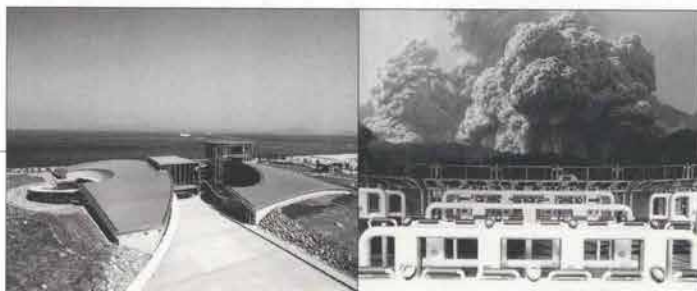
また、全国各地の団体が連携することで、より効果的な活動ができると「全国災害救援ネットワーク」設立にも尽力してきた。

当館でも、全国へのボランティア情報発信基地となるよう一室を設け、ボランティアの拠点施設としての位置づけをしている。全国の皆さんから、支援していただいたご恩返しの一つだと認識している。

今後、火山だけでなく、あらゆる自然災害についての脅威と教訓、災害との共生、自然のめぐみ、災害予防等々についての展示、資料の充実を図っていききたい。また、学芸員などの採用も視野に入れた館の運営と時々刻々の情報を全国に発信したいと思っている。



雲仙岳災害記念館館長
河野俊文



ドーム全景と平成噴火シアター

地域だより

まちづくりパートナー 北海道新十津川町

新十津川町は、町政に関して自由に討論し、その意見をまちづくりに反映させようと「まちづくりパートナー制度」を発足させた。

町民および町内の事業所に勤務する人から希望者を登録し、月一回程度、ワークショップ形式で実施する。

テーマは自由で、住民が決める。町は求められた場合を除き、議論には加わらない。現在パートナーは二十四人おり、六月に都市計画マスタープランづくりをテーマに一回目を行った。

安藤君明町長は「プラン策定にあたってはこの制度を活用し、時代の潮流、ニーズに合ったものをつくりたい」と話している。

映画ロケ誘致でFC設立 福島県会津若松市

会津若松市は映画やテレビなどのロケーションを誘致するFC（フィルムコミッション）を設立した。

「白虎隊」のまちとして知られる会津若松市では、テレビドラマで紹介されたことから平成四年には三百八十万人を超過観光客が訪れた。しかし、バブルの崩壊などに伴って入り込み客が年々減少、この二、三年は二百七十万人止まり。

「会津を知ってもらうのが主眼。その手段としてFCを設立した」（観光課）。現在、ロケ候補地など情報の提供、エキストラの募集などを行っており、テレビ局、映画会社、番組制作会社に会津の魅力をPRするため、八月早々、東京に営業拠点となる「情報ガイド事務局」を開設する予定。

絵はがき付き町勢要覧 茨城県玉造町

玉造町は町勢要覧を改訂したのを機に、絵はがき六枚を付けて町内四千世帯に配布した。新要覧は「玉造遊覧」「よしみちガイド」「データブック」

の三部構成。絵はがきは霞ヶ浦の湖面を走る「帆引き船」「ふれあいランド」など町内の見どころが中心。見やすくするため従来のA4判からA5判にコンパクトにした。「IT普及ではがきを出す人が減っているが、古里を思い出してもらうのがねらい」（企画課）で、遠隔地にいる中学校時代の同級生や親せきに便りを出すのにまとめ買いをする人もおり、好評とのこと。

いなか村を建設 愛知県額田町

額田町は過疎地域の活性化を図るため、山間地に残る無人となった農家を改修、農業体験ができる「ぬかたいなか村」（仮称）の建設に乗り出した。

いなかむらは、町の中心部から二十キロほど離れた千万町地区の農家。持ち主がすでに死去しており、遺族から無償で借りた。面積は約百七十平方メートル。かやぶき屋根で老朽化が激しいため、六月補正で四百万円を計上、近く屋根のふき替えを行う。また約三千平方メートルの棚田があることから、

田植えから稲刈りまでの農業体験をし、自ら育てたコメを秋に食べることを計画している。体験に参加する会員募集の方法、費用などは目下、まちづくり課で検討している。事業の実質的なスタートは来年からになるが、いなかむらの運営は千万町地区の住民に任せる方針だ。

むら芝居サミット開催へ 兵庫県加美町

加美町は箸荷地区に建設していた「むらづくり館」（芝居のステージ付き集会施設）が七月末完成したのを記念、こけら落としを兼ねて「全国村芝居サミット」を開催する。サミットには全国のむら芝居保存団体、素人劇団のメンバー、愛好者ら約百人が一堂に会し、芝居の保存、継承の手法などについて話し合い、情報交換を行う。

初日の十月十三日は、主催者、箸荷むら芝居保存会の今中達治会長のあいさつ、戸田善規加美町長の祝辞に続き、地元箸荷に伝わる喜劇、人情劇や参加各地の芝居を上演する。合わせて全国むら芝居ネ

ットワークを設立する。夜は町立青年の家に場所を移して懇親会を行う。翌日は今後の運営について話し合うほか、道の駅、杉原紙研究所などを見学する。

<http://www.haseshow.com>

中学生を町政モニターに 熊本県長洲町

長洲町は若い人の意見を町政に反映させようと、次代を担う中学生に町政モニターをお願いする「フレッシュモニター」制度を始めた。

町では六年前から一般町民（成人）を対象にモニター制度を設けるとともに、町内会の意見、要望を「目安箱」で吸い上げてきた。しかし、昨年度はモニターのなり手が一人もいなかったことから将来まちづくりの推進役となる中学生に目を向けた。町内に二校ある中学二年生計十二人を校長の推薦を得て委嘱。モニターは全員、部活を行っていることから支障がないよう「会議は年三回程度とし、七月から施設見学を始め、学校の総合学習の場でも意見を出してもらう」（まちづくり課）。

センター 通信

◆決算・補正予算など可決 理事・評議員会

(財)地域活性化センターは六月十九日、東京都千代田区の全国都市会館で第六十六回理事会和第四十二回評議員会を開き、平成十三年度事業報告、



収支決算、十四年度収支予算の補正などを審議、原案どおり承認した。

収支決算は収入十四億九千七百二十六万三千六百五十九円、支出十二億九百六十七万七千四百十二円、次期繰越し二億八千七百五十八万六千二百四十七円。

事業報告は、機関誌「地域づくり」をはじめとする各種情報誌を発行したほか、「日韓地域づくりリーダー交流事業」として日本の地域リーダーなどを韓国へ派遣し、同国の地域づくりリーダーと交流を行った、などが主な内容である。

十三年度収支決算に基づき、十四年度収支予算を補正し、補正後の予算を十四億六千二百二十九万円とした。

また、副会長、理事、監事には次の各氏が選任された。

◆副会長 青木久（全国市長会会長）東京・立川市長）

◆理事 工藤正（株式会社みずほ銀行頭取）

◆監事 宮川和雄（住友信託銀行株式会社常務執行役員）

◆柳原常務が
退任

(財)地域活性化センターの柳原常務理事は六月三十日付で退任した。同氏は七月一日付で水資源開発公団理事に就任した。

●首長来訪

▼山口県 二井関成知事（6月3日）
▼兵庫県 井戸敏三知事（6月7日）

笑顔がいちばん！ 放送予定

●8月4日 徳島県上板町、上勝町、阿波藍と山のお宝発見
●8月11日 富山県氷見市、福岡町、魚の町の海洋館と奮闘あんな記
●8月18日 鳥取県中山町、日野町、住民主体のまちづくり

●8月25日 石川県内浦町、金沢市、北陸の海と加賀百万石

TBS系、毎週日曜日
午前7時～午前7時30分

※一部で放送日時が異なる地域があります。

お知らせ

平成14年度 地域産品・観光おこし研修会のご案内 地域資源開発活用セミナー

「地域の特色を活かした産品を作りたい…」
「産品を作ったが売れない……」
「観光地として生き残るためには……」
などのお悩みをお持ちの皆さま!!

(財)地域活性化センターは、(社)日本観光協会と共催で「地域産品・観光おこし研修会」を開催します。

この研修会は、地域の人びとが自らの地域の資源や特性を把握し、新たな観光地や地域特産品として顕在化させていくための着眼点や手法などを、講演やグループ演習などを通じて習得していただくことを目的としています。

各地で物産・観光振興に携わっておられる方々の積極的な参加をお待ちしております。

●日程・会場

〈広島会場〉平成14年10月17日(木)～18日(金) 広島市・広島ワシントンホテルプラザ
〈福島会場〉平成14年11月4日(木)～15日(金) 福島市・福島ビューホテル

●研修内容

講演「共に元気になる観光地づくり」
講師 前田豪氏 (株)リージョナルプランニング代表取締役
産品アドバイス会、講演「地域の宝物探し。特産品は観光の宝物」、グループ演習
講師 須川一幸氏 (財)地域振興研究所代表取締役

●募集人員 各会場100人(先着順)

●申込期限

広島会場：平成14年9月6日(金)
福島会場：平成14年10月4日(金)

●参加費用 7,000円(研修費および交流会費)

お問い合わせ先

(財)地域活性化センター業務第2課 担当：大野・森下 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階
TEL.03-5202-6137 FAX.03-5202-0755

※研修会の詳細は、ホームページ <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp>をご覧ください。



三重県は、

オッパイが、 イッパイ。

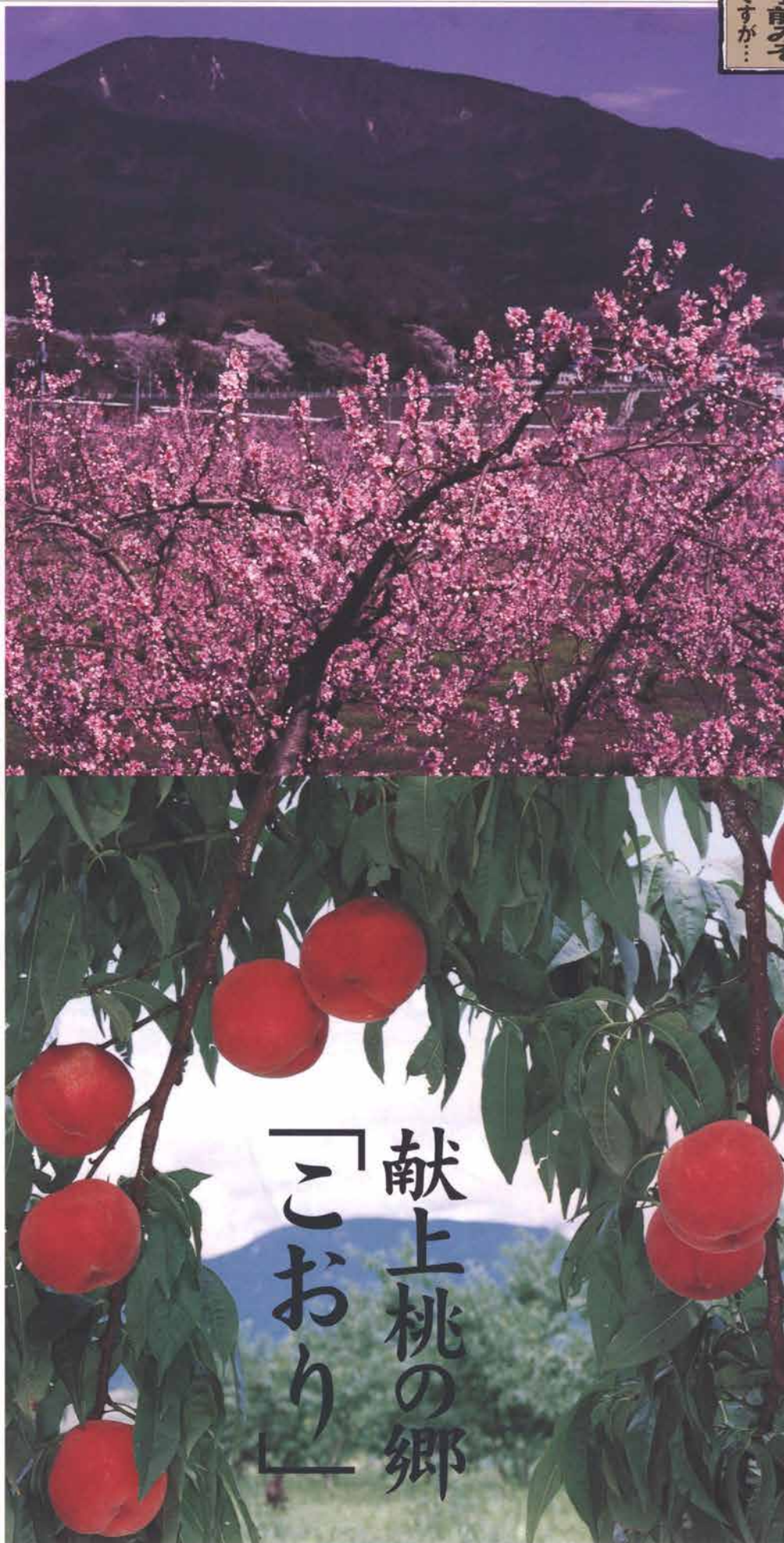
授乳室がイッパイあります。

(誰でも、行けそう、楽しそう。)

ベビーもフリー、シルバーもフリー、ファミリーもフリー、バリアフリー

観光三重ホームページ <http://www.kankomie.or.jp/>





献上桃の郷 「こおり」

桑折町は福島県の北西部に位置し東に阿武隈川、北西には半田山がそびえています。半田山は、江戸幕府直轄の日本三大鉱山・半田銀山があったところで、現在はキャンプ場や遊歩道などが整備され、自然公園として多くの人に親しまれています。

遺跡の出土品により旧石器時代

自然と 歴史と 文化の ふるさと



から人が住み、中世には独眼竜正宗のルーツである朝宗が、この地で伊達家を興し、近代では町のシンボルで国重文の旧伊達郡役所がある歴史豊かな町でもあります。本町は国内屈指の果樹、とくに桃の産地として名を馳せています。春、何よりも印象的なのが桃の花の美しさです。桃畑は、ピン

ク一色でしゅうたんを敷いたように彩られ、香しく美しく咲き広がって桃源郷と呼ぶにふさわしいほどです。夏には真っ赤に色づいた桃がたわなに実り、一口食べれば、歯ごたえがあり、舌の上でとろりととけて、太陽をたっぷり受けた甘さがひろがります。秋には桑折原産のリンゴ王林が実ります。消

費者に安全と安心をお届けするため、害虫を減らす資材を開発して農薬の削減を図り、糖度選別を行う光センサーを全国に先駆けて導入しました。数年前、皇太子様、雅子様ご来町の折、この桃源郷を仲良く散策されました。毎年桑折町の桃は皇室へ献上されています。

8月のイベント予定

★日本橋プラザビル
イベントスペース

8月21日～23日
山陰中央リゾート協議会（鳥取県）

8月26日～27日
鶴岡市（山形県）

8月29日
南部川村（和歌山県）

★ふるさと情報プラザ
イベントスペース

7月29日～8月2日
沖縄県

8月5日～9日
石岡市観光協会（茨城県）

8月19日～23日
佐賀県

8月26日～29日
倉敷市観光協会（岡山県）



6月実施イベント

★日本橋プラザビル
イベントスペース

6月21日
近畿6府県首都圏観光連絡協議会
近畿6府県観光キャンペーン
—KINKIは元気—

6月25日～26日
香川県①
四国香川の物産と観光展

6月28日
木曽福島町（長野県）
観光キャンペーン②

★ふるさと情報プラザ
イベントスペース

6月3日～7日
中国五県物産観光協議会
中国五県観光展

6月19日～21日
徳島県
徳島観光物産展
「魅力がまけまけいっぱい！
みんなで遊びに来ーへんで？」

6月24日～27日
花巻観光協会（岩手県）
イーハトーブ花巻の観光写真・
ポスター展③

6月28日
山形県
ふるさと寄席プレイイベント

編集後記

▼今回は自治体がいろいろな施策、事業を行うにあたってのよりどころとなる条例のユニークなケースを取り上げてみた。紹介した以外にも、もっとテーマにふさわしい例もあったが、条例施行直後で活動はこれからというのは見送った。

▼大分県前津江村の「子ほめ条例」。どんな小さなことでも、ほめて子供の長所を伸ばして育てていこうというのが狙い。一見ありふれたように思うが、条例を制定している自治体はあまりない。小学生は卒業まで三回、中学生は一回必ず表彰される。功を奏しているのか同村では子供のいじめ、登校拒否はないという。このまま大人になれば、さらに良い町になるのでは。まちづくりの観点からも大いに参考にしたい好例だ。

▼東京・多摩地区にある四十七の公・私立大学と二十三の自治体、企業が互いに協力して地域活性化に取り組もうと、七月六日、ネットワークを立ち上げた。世界でも有数の大学・短大が密集する多摩地区の学長らが提唱して実現した。多くの企業が参加しているのも特長。当日は清成忠男法政大総長をコーディネーターに各界代表らがパネルディスカッションを実施。これから具体的な活動を展開するが、地域づくりの新しい動きとして注目される。

（やなぎ）



いっ
だっ
て
夢
いっ
ぱい。
た
だ
り
解
く
こ
が
ち
未
来
が
見
え
て
く
る。

じ
び

宝くじの収益金は、
身近な街づくりに役立っています。

宝くじ



財団法人 日本宝くじ協会

当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

宝くじのホームページ

<http://www.takarakuji.nippon-net.ne.jp>

●外国発行の宝くじを、日本国内において購入することは、法律で禁止されています。
本誌は財日本宝くじ協会の助成を受けて刊行しています。